

第 6 回遠州広域行政推進会議

日時：平成 25 年 8 月 30 日(金)午後 2 時

場所：菊川市中央公民館 1 階多目的ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 座長あいさつ
- 3 開催市長あいさつ
- 4 広域連携による公共施設の適正利用等について
 - ・ 広域連携による公共施設の適正利用等に係る講演（講師：根本祐二東洋大教授）
 - ・ 首長、講師との意見交換
 - ・ (仮) 遠州広域公共資産マネジメント研究会による報告
- 5 その他
 - ・ SENA 負担金について
 - ・ ジェトロ貿易情報センターの誘致について
 - ・ “しずおか型特別自治市” について
- 6 閉会

資料一覧

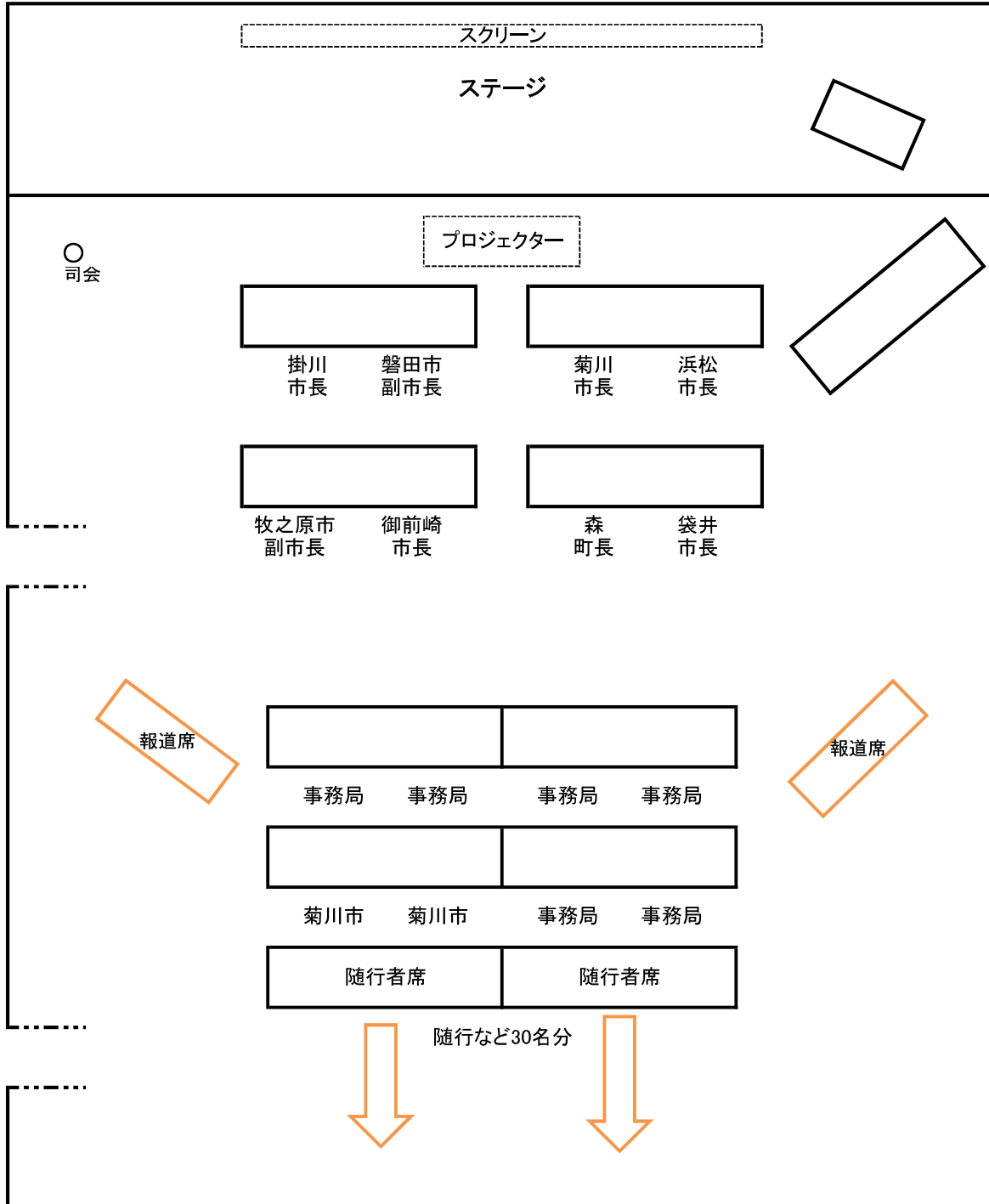
- ・ 資料 1 広域連携による公共施設の適正利用等に係る講演について
- ・ 資料 2 (仮) 遠州広域公共資産マネジメント研究会の設置について (案)
- ・ 資料 3 平成 26 年度以降の三遠南信地域連携ビジョン推進会議 (SENA) 負担金 (案) について
- ・ 資料 4 ジェトロ貿易情報センターの誘致について
- ・ 資料 5 “しずおか型特別自治市” について
- ・ 参考資料 1 第 5 回遠州広域行政推進会議 議事要旨
- ・ 参考資料 2 ファシリティマネジメントによる浜松市における資産経営への取り組み
- ・ 参考資料 3 新たな大都市制度の創設に関する指定都市の提案 ～あるべき大都市制度の選択「特別自治市」～ (第 30 次地方制度調査会 指定都市市長会提出)

第6回遠州広域行政推進会議（8/30）出席者

市 町	出席者	
浜松市	市長	鈴木 康友
磐田市	副市長	鈴木 裕
掛川市	市長	松井 三郎
袋井市	市長	原田 英之
湖西市	—	欠 席
御前崎市	市長	石原 茂雄
菊川市	市長	太田 順一
牧之原市	副市長	田久 明
森町	町長	村松 藤雄

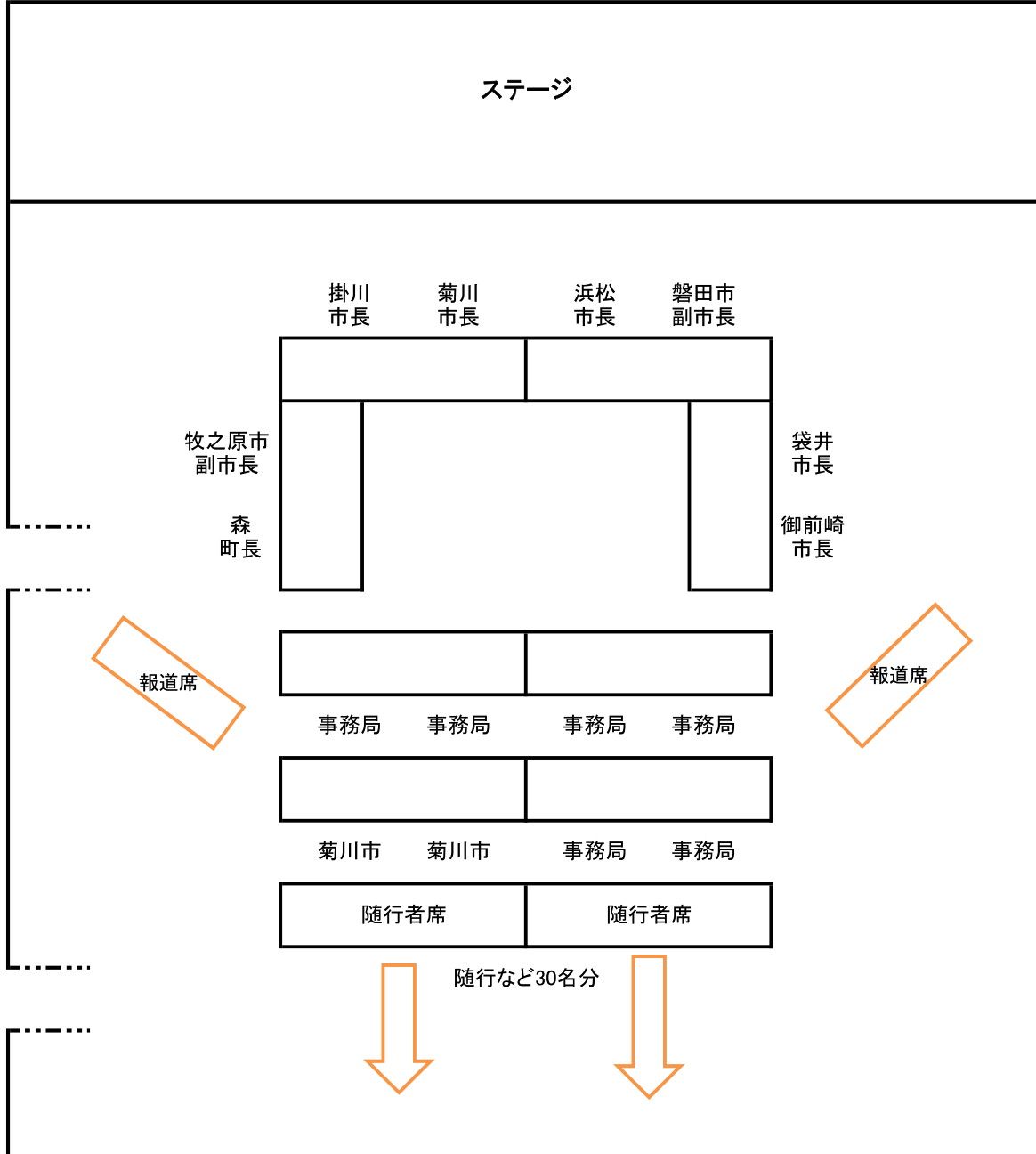
第6回遠州広域行政推進会議 座席表①【開会～次第4】

日時：平成25年8月30日（金）
午後2時00分から
場所：菊川市中央公民館
多目的ホール



第6回遠州広域行政推進会議 座席表②【次第5～閉会】

日時:平成25年8月30日(金)
午後2時00分から
場所:菊川市中央公民館
多目的ホール



第 6 回

遠州広域行政推進会議

会議資料

日 時：平成 25 年 8 月 30 日 (金)
開催地：菊川市

会議資料

▪ 資料 1	広域連携による公共施設の適正利用等に係る講演について……………	1
▪ 資料 2	(仮)遠州広域公共資産マネジメント研究会の設置について……………	15
▪ 資料 3	平成 26 年度以降の三遠南信地域連携ビジョン推進会議 (SENA) 負担金 (案) について……………	17
▪ 資料 4	ジェットロ貿易情報センターの誘致について……………	19
▪ 資料 5	“しずおか型特別自治市” について……………	21
▪ 参考資料 1	第 5 回遠州広域行政推進会議 議事要旨……………	23
▪ 参考資料 2	ファシリティマネジメントによる浜松市における資産経営への取り組み ……	27
▪ 参考資料 3	新たな大都市制度の創設に関する指定都市の提案……………	41

広域連携による公共施設の適正利用等に係る講演について

1. 開催概要

日時：平成 25 年 8 月 30 日(金) 午後 2 時から

※第 6 回遠州広域行政推進会議で実施

場所：菊川市中央公民館

講演テーマ：「インフラ老朽化問題は克服できるか」

2. 講師について

講師：根本 祐二（ねもと ゆうじ） 東洋大学教授

【プロフィール】



1954 年鹿児島生まれ。経済学者。公共政策、都市開発、地域開発が専門。鹿児島県立鹿児島中央高等学校卒業後、1974 年東京大学経済学部へ進み、1978 年日本開発銀行（現：政策投資銀行）入行。鹿児島事務局、大阪支店、プロジェクト・ファイナンス部、経済企画庁調査員、設備投資研究所主任研究員、ブルッキングス研究所（米国）客員研究員、首都圏企画室長、地域企画部長などを経て、2006 年 4 月東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻教授に就任。内閣府地域再生チーム専門調査院、国土審議会土地政策分科会委員等の公職も兼務。開発銀行時代から一貫して地域開発・地域再生とファイナンス、IT をテーマに、全国各地で具体的な活動を行なっている。公民連携推進協会 PPPI (Public/Private Partnership Institute) 代表を兼ねる。

【著書】

「テーマパーク時代の到来」（1990 年、ダイヤモンド社）

「地域再生に金融を活かす」（2006 年、学芸出版社）

「朽ちるインフラ～忍び寄るもうひとつの危機～」(2011 年、日本経済新聞社) 等

3. 備考

講演終了後、首長との意見交換を予定。

インフラ老朽化問題は克服できるか

2013. 8. 30

東洋大学 根本祐二

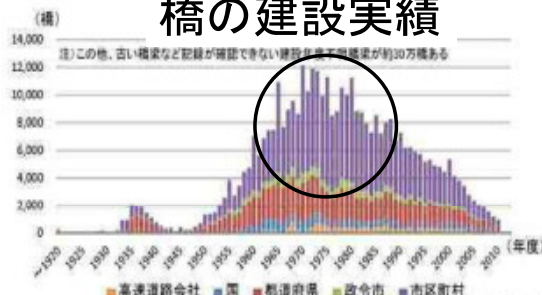
<http://www.pppschoo.jp>

nemoto@toyo.jp



公共施設・インフラ老朽化の現状

橋の建設実績



学校施設の建設実績



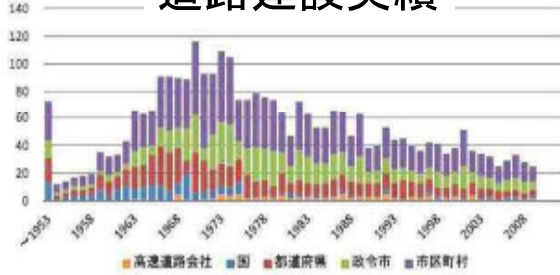
日本の公共施設・インフラは1970年代前後に集中して建設され、老朽化が進んでいる。

いずれは建て替え(更新)が必要。

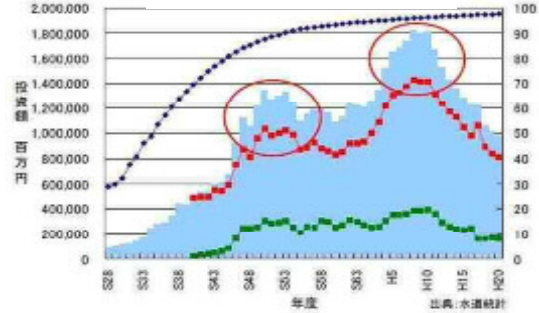
そのピークは2020年代以降。

大幅な予算不足。

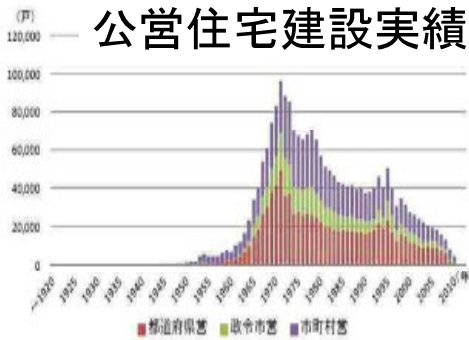
道路建設実績



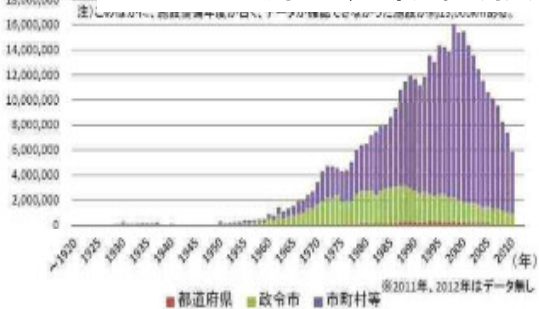
水道投資実績



公営住宅建設実績



下水道(管)建設実績



何もしなければ物理的崩壊

2011.3.11 東京九段会館 震度5で天井崩落



2012.12.2 中央自動車道 笹子トンネル天井板崩落



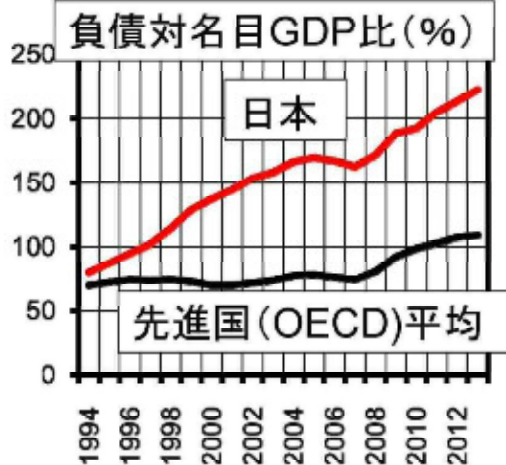
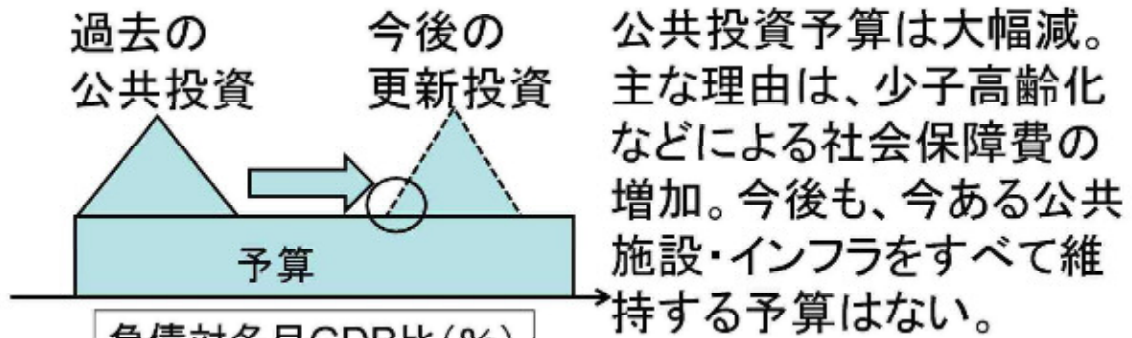
2013.2.10 浜松市の第1弁天橋ワイヤー破断事故発生



2013.4.26 市川市民会館 ホール天井崩落危険により使用停止

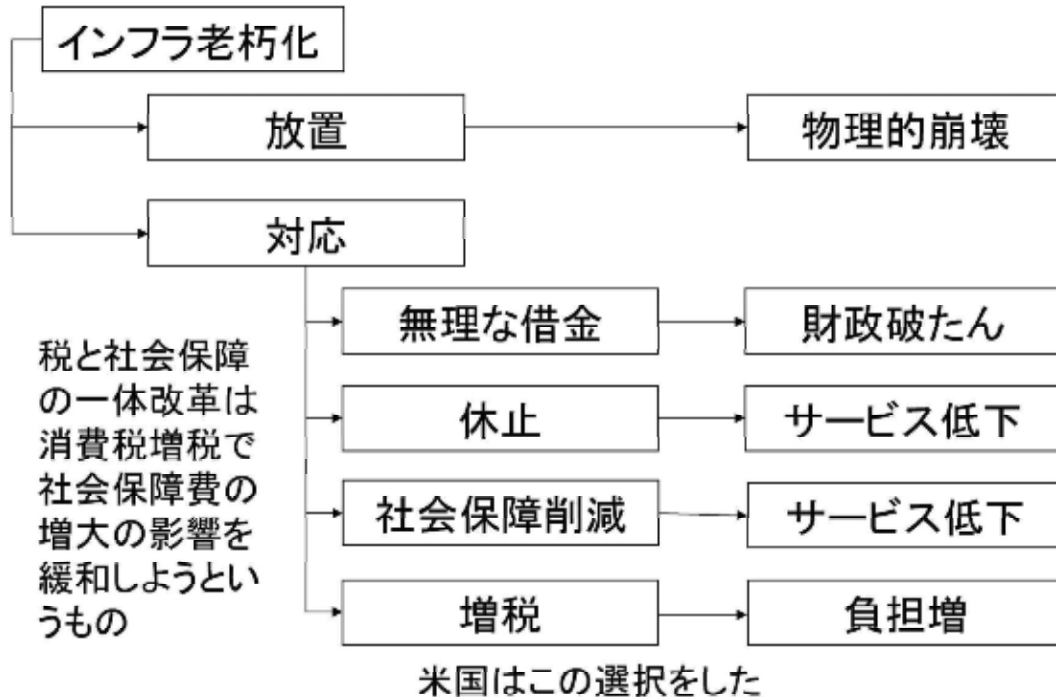


無理に借金すれば財政破たん

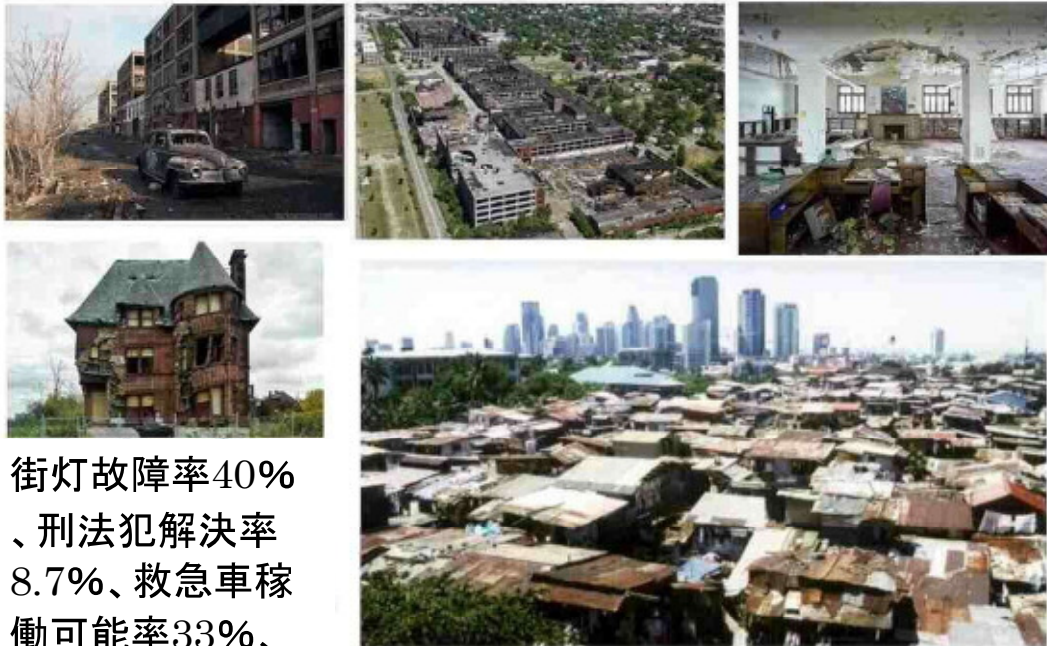


借金(国債など)に頼るのも限界。日本の負債依存度は、先進国の中でずば抜けて高い水準。身の丈を超えた投資が次世代への大きなツケになっている。

予想されるシナリオ

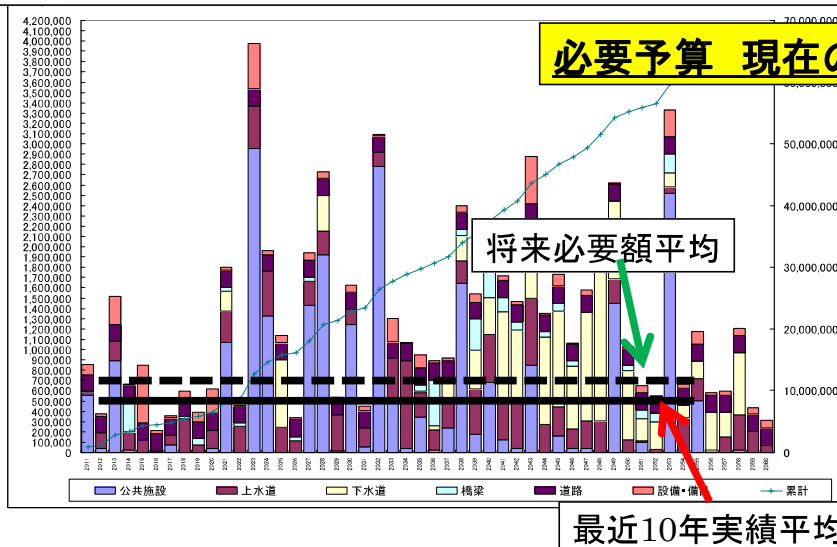


究極の休止シナリオ デトロイト



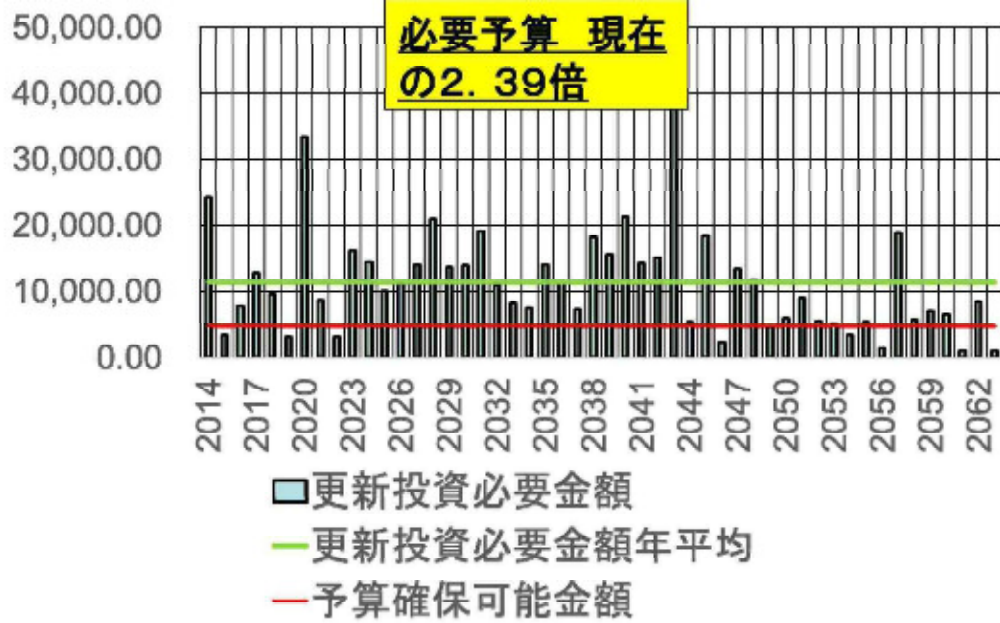
街灯故障率40%
 、刑法犯解決率
 8.7%、救急車稼
 働可能率33%、
 廃墟家屋78千軒

地域は自衛するべき(埼玉県宮代町のケース)

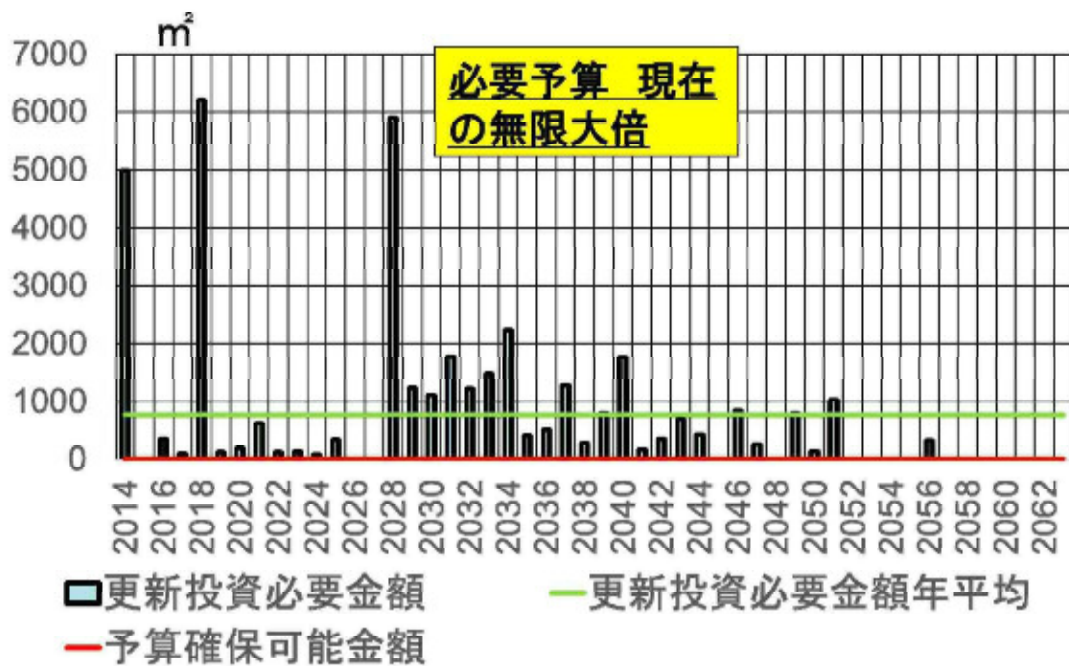


- ⇒首都圏自治体が国に助けてもらえるとは考えられない
- ⇒ただちに、検討に着手、総合計画への反映
- ⇒学校統廃合、公共下水道計画の縮小、民間譲渡

A市公共施設



A市橋りょう



一般的にはこういう対策が必要

全体の考え方：
できるだけ負担を下げてできるだけサービスを維持する

公共施設：3階層マネジメント

インフラ：予防保全マネジメント

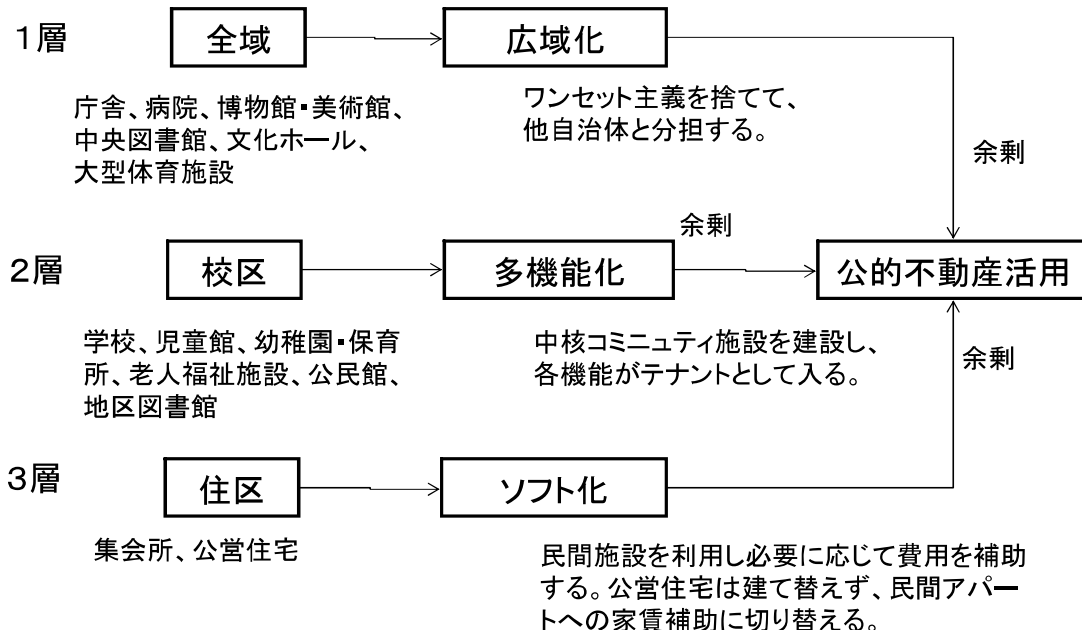
民間提案

合意形成

公民連携（PFI、
指定管理者、
委託、公的不
動産活用、技
術開発など）

公共施設：3階層マネジメント

公共施設の利用者の範囲によって3階層に分けて、それぞれごとに別々の処方箋を提示する。⇒機能を維持しつつ負担は3割減



広域化事例(ポジティブ施設)

はこだて未来大学



2000年設立。函館市周辺5市町(現在は合併により2市)の広域連合。複雑系研究に特徴。

多摩六都科学館



1994年設立。多摩地区六市(現在は合併により5市)の一部事務組合。世界最大のプラネタリウムが有名。

。

多機能化

更新の際に、将来用途転換が容易にできるよう多機能化することで周辺施設を取り込む。

東京都荒川区立汐入東小学校
将来の児童減少を見越して多機能化可能な仕様としている。

文部科学省学校施設ビジョン



コミュニティの大人目で見守るという発想へ転換する。



公的不動産活用

奈良県養徳学園(東京都文京区)

県民子弟寮の空き地を民間賃貸住宅に転用



使っていない公有地を、民間デベロッパーに貸し出し、その収入で、公共施設を無償で建設する。

千葉県習志野市役所移転 民間施設の借り上げ



老朽化庁舎の建て替えの間駅前の休業ホテルを借り上げている。

インフラ: 予防保全マネジメント

道路、橋、水道、下水道、ごみ処理、火葬場など。
事後保全を予防保全に切り替え、長寿命化も図ることで費用を引き下げる。

予防は常時行うので民間化(委託、指定管理、PFIなど)が必要。

(実例)

全橋りょうの包括マネジメント(青森県)

全道路・橋りょう・河川施設の包括マネジメント(北海道清里町・大空町)【指定管理者】

多数公共施設の包括マネジメント(千葉県我孫子市)【包括委託、民間提案】

民間提案

民間には「より質が高く、より効率的な」方法はある。制度としてアイデアを募集する「民間提案制度」の導入が必要。世界的には広く用いられている。

2011年 改正PFI法 民間提案制度の本格導入
自治体版民間提案制度

- 我孫子市、岩手県紫波町、藤沢市、さいたま市、滋賀県で導入実績あり。

ポイント

- 民間提案者の知的財産権保護
- 民間のメリット確保(随意契約、提案者加点)

合意形成(1) アンケート

- ・ アンケート(無作為抽出)
 - 利用者は市民の一部。市民全体の意思を確認する必要がある。
 - 無作為抽出アンケートが用いられる。
 - 2011年 兵庫県伊丹市。
 - ・ 「公共施設の必要性を見直し、市民ニーズや人口規模等に見合った内容に減らす」(61.6%)、「現在の公共施設の役割や効果を査定して大幅に減らす」(17.3%)「既存の公共施設を現状のまま維持し、耐用年数が経過したものは同規模で建て替える」(13.6%)。

ある市民アンケート結果

	選択肢	賛成率	積極的賛成・ 反対比率
賛成	余剰土地活用	87%	13.31
	PPP(公民連携)	86%	10.67
	統廃合・多機能化	76%	7.45
	長寿命化	73%	4.70
	広域化	68%	3.08
	民間施設利用補助	63%	2.22
中立	地域移管	49%	0.87
	利用料引き上げ	45%	0.84
反対	サービス水準引き下げ	27%	0.31
	特別課税	23%	0.09

合意形成(2)オプション・アプローチ

- ・ 費用対効果に関する情報を提供し、他のオプション(選択肢)との比較で判断してもらう。
- ・ 例1) 図書館の貸し出し者数一人当たり費用
 - 1000円(図書費100円、人件費500円、施設関係費300円)
 - 指定管理者(▲200円)、学校空き教室利用図書館(▲300円)と比較
- ・ 例2) 学校跡地を公園として保全するときの費用
 - ナショナルトラスト(保全したい人がお金を出し合う)として考えると一世帯当たり100万円以上。
 - その予算を古い学校の建て替えに使うのと比較。

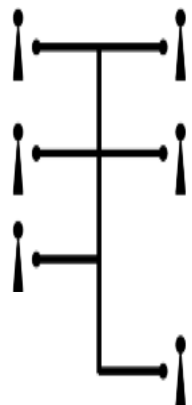



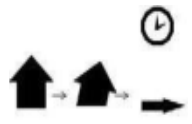

今、私たちが行うべきは「省インフラ」

石油危機後、日本は高騰した石油を買うためにがんばったのではない。高騰した石油を買わずに済まそうとがんばった。それが「省エネ」。誰一人、今まで通り自分だけは石油をふんだんに使いたいと「わがまま」を言った日本人はいなかった。だから、危機を乗り越えて日本経済は成長した。

今は「省インフラ」。自分だけは今まで通りのインフラが必要と主張するのは、「わがまま」。

「できるだけインフラの量を減らしてサービスを維持する方法」を皆で考えましょう。

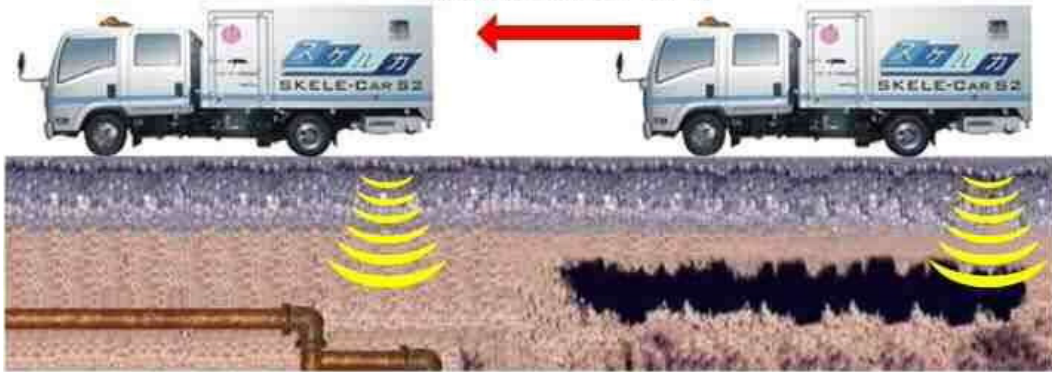
「省インフラ」のパターン

	カテゴリー	事例	従来のインフラ	省インフラ
物理的縮減	コンパクト化、多機能化	コンパクトシティ、学校多機能化		
	分散処理	再生可能エネルギー、浄化槽		
	デリバリー、バーチャル化	図書館車、窓口サービス車、給水車、コンビニ証明書発行機、遠隔医療、電子図書館		
コスト抑制	長寿命・短寿命化、自動化、機械化、高機能化	予防保全、減築、点検自動化・機械化、自動修復		

省インフラの例 ジオサーチ社スケルカ

「スケルカー」が見えないインフラの危険を探知！

最高時速 60km で走行



マイクロ波を照射して異常箇所を発見します

道路、護岸の
空洞を発見

橋梁床版の
劣化箇所を発見

埋設物の
形状・位置を確認

省インフラの例 ポーラ化粧品 ムービングサロン



バスの中とは思
えない素敵な空
間にビックリ♪



家の近くにブ
ティックがない
ので、素敵な洋服
を見る機会がな
かなかなくて…
ブティックが移
動して来てくれ
るってありがた
い！

大型バスをブティックに改装して
客のところに出向く。
デリバリーはコストが小さいので
純粹民間事業で成立する可能性
が高くなる。

「省インフラ」は日本の伝統（例）寺子屋

江戸時代、寺は宗教施設だけでなく、公民館、学校、旅館などのさまざまな機能を持っていた。

立派な施設はなくても、誰でも寺子屋に通い勉強することができた。こうして世界一の識字率の国民が生まれた。

ユネスコは新興国に広めるため、「ワールド・テラコヤ・ムーブメント」という活動を行っている。日本人の節度を讃える活動である。



(仮) 遠州広域公共資産マネジメント研究会の設置について (案)

1 目的

- ・市町村合併の進展や今後の人口減少社会の到来、建物の老朽化等を見据え、公共資産のマネジメントの必要性が各自治体の重要課題の一つとなっている。
- ・公共施設の利用は、必ずしも当該自治体の住民に留まるわけではなく、その便益は、自治体の区域を超えた広域的に及ぶものである。また、広域連携のスケールメリットにより運営が可能となる施設もある。
- ・こうしたことから、研究会において、各自治体の抱える課題や取組みの情報交換、他都市事例などを踏まえ、広域行政圏における公共施設の適正配置や広域連携の可能性について研究する。

2 研究テーマ

- ・広域圏内の自治体や圏域における公共施設の現状把握と分析（維持経費・更新費用予測などの可視化）
- ・広域連携等による公共施設のあり方等の研究（分野別の相互利用や共同設置の可能性）
- ・行政枠を越えたスケールメリットを活かした施設運営手法の研究（委託や指定管理者制度、物品購入等）

3 進め方

- ・構成メンバー:8市1町の実務担当者（事務局は浜松市資産経営課）
- ・開催スケジュール:2ヶ月に1回程度開催(開催地は8市1町で巡回)
- ・遠州広域行政推進会議に適宜報告を行う。

4 その他

- ・8/19に第1回研究会を開催。

(概要)

- ・担当者紹介等
- ・浜松市における資産経営の取組みについて
- ・研究会(案)について
- ・意見交換

平成 26 年度以降の三遠南信地域連携ビジョン推進会議 (SENA)
負担金 (案) について

- 算出方法は、市町人口 (平成 22 年 10 月 1 日国勢調査 (確報値)) 割合を適用する。
- 浜松市は下表の負担金と併せ、別枠として「1, 000, 000 円」の負担をする。
- 支払方法は、各市から直接 SENA 事務局に納金する。

(千円未満は四捨五入)

市町名	負担割合	負担金
浜 松 市	58.0%	1,160,000
磐 田 市	12.2%	244,000
掛 川 市	8.4%	169,000
袋 井 市	6.1%	123,000
湖 西 市	4.4%	87,000
御前崎市	2.5%	50,000
菊 川 市	3.4%	68,000
牧之原市	3.5%	71,000
森 町	1.4%	28,000
合 計	※100.0%	2,000,000

※負担割合は端数調整

ジェトロ貿易情報センターの誘致について

浜 松 市
(担当：産業部産業振興課)

1. 趣旨

大企業の製造拠点の海外移転の進展とともに、近年、県西部地域においても中小企業の海外進出の動きが加速している。

ジェトロ貿易情報センターは、海外ビジネス支援に関する豊富なリソースを有し、地域における中小企業のグローバルなビジネス展開に大きな役割を果たしているところである。

しかし、現状、ジェトロ静岡貿易情報センターは清水港に立地していることなどから、地域の旺盛な需要に十分応えているとは言えない状況にある。同センターを西部地域に誘致することにより、市町や地域産業支援機関と連携をすることで、地域の特性に合わせたきめ細かな産業支援の展開が期待できることとなる。

このため、県内 2 ヶ所目となるジェトロ貿易情報センターの設置に向けての本市の取り組みにご理解をお願いするとともに、今後、西部地域一体となった取り組みを各自自治体をお願いしていくことについて、ご承知おきいただきたい。

【参考 1】ジェトロの概要等

- ①ジェトロは企業の海外展開に関し多くのノウハウ、現地情報等を有し、ミッション派遣等さまざまな事業を展開しており、特に近年では農林水産品、食品分野の輸出支援やサービス産業の海外展開支援にも注力。
- ②ジェトロ貿易情報センターは国内 37 箇所に設置され、本県では静岡市(清水港)にある。貿易投資相談等、ジェトロの地域窓口として企業のフォローアップをその主な役割としている。
- ③同一県内に複数の事務所があるのは、福岡県(福岡貿易情報センター、北九州貿易情報センター)、長野県(長野貿易情報センター、長野貿易情報センター諏訪支所)の 2 県のみ。
- ④ジェトロ静岡貿易情報センターは西部地域企業の利便性は低い。しかし、以下に示すとおり、H23 年度の相談件数は西部地域からが最も多いなど、地域企業のニーズは高い。

《H23 年度静岡センターの貿易相談件数(電話相談を含む)870 件(全国 37 事務所中 7 位)》

地域別

- 1 西部 373 件《②浜松市 201 件、④磐田市 46 件、⑥掛川市 44 件、⑦菊川市 33 件、
⑩袋井市 18 件、⑪湖西市 18 件、⑬御前崎市 8 件、⑭森町 5 件》
- 2 中部 318 件《①静岡市 242 件、④焼津市 46 件、島田市 17 件ほか》
- 3 東部 179 件《③富士市 49 件、⑦沼津市 33 件、裾野市 26 件ほか》

2. 想定するジェトロ浜松貿易情報センターの概要

(1) 人員

- ・ 全国の貿易情報センターの標準的な人員
ジェトロプロパー 2 名(所長、所員)、アドバイザー 1 名、非常勤職員 1 名の計 4 名

(2) 設置場所

- ・ 浜松商工会議所会館(浜松市中区)を想定

- ・100 m²程度の広さで、相談スペース、打合せスペース、ライブラリーなどを常設

(3) 事業内容

- ・常設の相談窓口(貿易投資相談など)
- ・各種セミナー等の開催
- ・各種情報の提供
- ・地域行政機関、産業支援機関等と連携した事業 など

(4) 管轄区域

- ・遠州広域行政推進会議構成自治体8市1町を想定
(浜松市・湖西市・磐田市・袋井市・掛川市・菊川市・御前崎市・牧之原市・森町)

(5) 運営費

- ・総額で 3,500万円程度
- ・内訳は人件費、借館料、事務費、事業費など

(6) 開所の時期

- ・平成26年4月を予定

3. 地域負担について

運営費は、静岡貿易情報センターと同様の規模を想定しており、地域負担についても今後調整してまいりたい。

【参考2】 静岡貿易情報センターの状況について

平成23年度運営費総額	36,680千円
うち ジェトロ負担額	20,900千円
地域負担額	15,780千円

(地域負担内訳)	
静岡県	9,500千円
静岡市	3,390千円
浜松市	1,530千円
富士市	820千円
沼津市	540千円

4. その他

【参考3】 ジェトロへの要望について

当初計画していた、静岡貿易情報センター浜松支所誘致から変更した経緯もあり、先行して平成25年5月28日に、浜松市・浜松商工会議所の連名により要望書を提出している。

【参考4】 静岡県への要望について

8月28日に提出した、平成26年度県予算に対する提言事項において、ジェトロ浜松貿易情報センター開設に対する支援を提案し、静岡貿易情報センターと同様の負担金の交付等を要望している。

◆ “しずおか型特別自治市” について

I 経緯等

- ・平成 22 年度開催の第 5 回県・政令指定都市サミット(G3)で、県と両政令指定都市が、「地域主権改革における広域自治体と基礎自治体のあるべき姿」として「特別自治市（仮称）」創設を合意。その後の G3 で“しずおか型特別自治市”の実現に向けて三者による協議体制を整え、協働して取り組むことを確認。
- ・これを受け三者事務レベルで“しずおか型特別自治市”の基本的な考え方、実現に向けた取組について協議。まずは、現行制度下における最大限の権限移譲を進めることを合意し、県事務の移譲について協議。

II 基本的な考え方

1 静岡市・浜松市の特色

(1) 中核市移行、合併等を経て、都市の規模や能力を拡充しながら政令指定都市に移行

【参考】

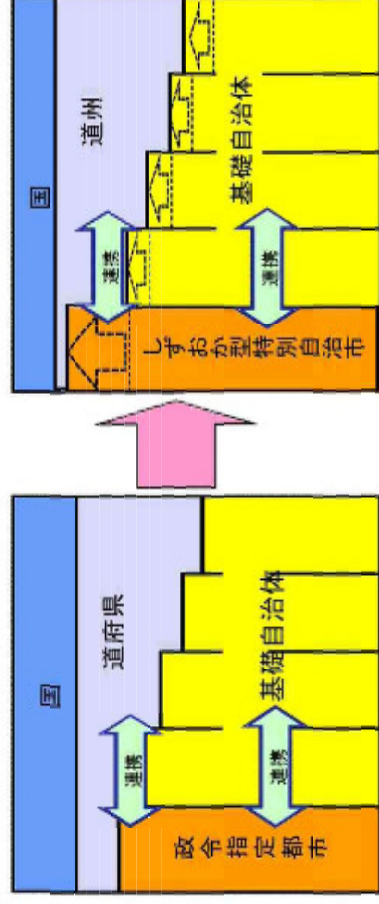
	静岡市	浜松市	備考
面積	1,411.85km ² (市町村中第 5 位)	1,558.04km ² (市町村中第 2 位)	香川県 (1,876.55km ²)、大阪府 (1,899.28km ²)
人口	713,640 人 (市町村中第 18 位)	791,710 人 (市町村中第 16 位)	鳥取県 (588,715 人)、島根県 (713,056 人)

※数値は、平成 24 年版全国市町村要覧から抜粋

(2) 広大な市域の中に、市街地のみならず、中山間地域には、過疎化が進む集落が存在するなど、様々な行政需要を抱える、我が国の国土の縮図のような「国土縮図型都市」

2 両市のあるべき姿～“しずおか型特別自治市”～

「国土縮図型都市」である両政令指定都市が、抱える様々な行政需要に、住民本位の対応をするため、地方の行うべきほぼ全ての行政を担い、大都市から地方都市までの自立モデルとなりうる“しずおか型特別自治市”に移行



※「連携」

政令指定都市、“しずおか型特別自治市”の市域を超えた広域的な対応が必要な事務については、道府県、道州、他の基礎自治体と連携して対応

第 5 回遠州広域行政推進会議 議事要旨

日時：平成 25 年 5 月 23 日（木）午後 3 時 00 分から午後 5 時 00 分

場所：掛川市役所 5 階 全員協議会室

参加：浜松市長、磐田市長、掛川市長、袋井市長、湖西市長、御前崎市長、
菊川市長、牧之原市長、森町長

1 報告事項

(1) 第 4 回遠州広域行政推進会議後の取組について

事務局が資料を基に報告を行った。

特段意見は無し。

(2) その他

事務局（浜松市島野次長）が資料を基に説明を行い、遠州広域行政システム
共同利用研究会の継続について諮った。

【結 論】

- ・さらに 1 年程度研究会を継続する。また、研究会の報告を遠州会議の場で行うこと。

【主な意見】

<事務局>

クラウドで何をやるか、もっと明確にしないと精緻な見積りが困難である。
これを詰めることで、ベンダー間の競争を図り、コスト面でのメリットが
生まれると考えている。もう少し研究を続けさせていただきたい。

<袋井市長>

私も続けるべきだと思う。こういう方向でいくべきだというのは相当強
く思っている。全部を一緒にやるのではなく、クラウドの対象とするシス
テムをもう少し限定して、一部の機能に区切った上で見積を取ってはどうか。
クラウドの研究は将来を見ていったときに経費削減に繋がる項目であ
ると思う。コスト削減効果を出せる分野がどこか、より研究を進めてほし
い考える。

<湖西市長>

どの自治体でも間違いなく似たような事務をやっている。だから、理論
的にはコスト削減の余地があるはずである。いきなり欲張らなくても、規

模が違うと出来ないもの、規模が違ってでもできるものなど整理し、それらの分野からクラウド化を進めていけばよいのではないか。

<菊川市長>

職員がこれまで頑張ってきたのだから、その気持ちを尊重し、あと1年くらい、こちら側からあまり条件を出さず、フリースタイルで研究を進めてもらうべきではないか。

<座長>

研究の途中経過をこの会に報告してほしい。

2 議 題

(1) 広域連携による公共施設の適正配置について

事務局が資料を基に説明を行い、以下の事項について合意した。

【合意事項】

- ・ファシリティマネジメント・施設の広域連携について各市町担当職員で研究会を設置する。

【主な意見】

<袋井市長>

(袋井市・掛川市の) 病院統合により、850床となるはずが500床で収まった。病院にはベッド以外に待合室など様々な機能、施設や設備があるが、統合によりこうしたものが一つとなったことで、全体として3割から4割減らすことができた。この例は、他の施設にも応用できるのではないか。

<森町長>

森町では、体育館が耐震性の問題で建替えが必要となっているが、用途地域の制限により、これまであった観客席を建替え後の施設には設置できなくなってしまった。エコパの使用で代替するつもりだが、今後は、このように、他の施設と役割分担し、整理していかないといけない時代であろう。

今までは、何でも町民の求めに応じて自前で設置運営していたが、今後は、広域的視点から、基幹的な施設とサブ的施設として整理し、これまでと逆に町民を説得していくべき時期と考えている。

また、図書館など、利用者カードを一元化し、一つのカードで町外の図書館も利用できるなど、ハード、ソフトの両面で、今後、このテーマを検討できないか。

<菊川市長>

統廃合の話で、自分の市だけでも大変なので、広域でやるのは難しい。地域の市民がどこでも同じ条件で使えるということなら良いが、統廃合とい

うことを前に出してしまうと、広域的な適正配置というのには課題がある。まずは共同利用から検討できたらと考える。

<掛川市長>

広域的な視点で他の地域の市民も使えることを前面に出しつつ、うまく適正配置の議論もできないか。

<御前崎市長>

使用料金が違うところもあるが、このメンバー（市町）で統一したらどうか。

<座 長>

補修費用は少しずつでは無く更新時期を迎えると一気に必要になる。類似施設の統廃合、学校等は建て替えでは費用が掛かるので長寿命化をやっていかないととてももたないと考えている。1つの自治体でもこういった取組をしているが、一緒に研究していくことによって色々な知恵が出てくると思う。

<森町長>

文化会館の大ホール利用率が5割前後だが、9割の大ホール利用率の自治体はほとんど無いと思う。文化会館の相互利用について研究議題であげてほしい。

<座 長>

お産が大変だということでセンターを作ったが稼働率が低い。他の地域からも利用してもらえば良いと思う。

<森町長>

利用率を高めるためにどういう方法をとったら良いか研究することも良い。

(2) 人口減少時代に向けた取組について

事務局が資料を基に説明を行い、意見交換を行った。

【主な意見】

<袋井市長>

袋井市は子育て支援センターに入りやすいらしく、住みやすいとよく聞く。子育て支援センターは利用者にあまりお金が掛からないので、たくさん作ると良いのでは。あと、戸建ての住宅など住む場所を増やすために区画整理事業が大事だと思う。（袋井市はH52推計高齢化率が遠州会議構成市町でもっとも低い。）

<牧之原市長>

とにかく働く場所がないとしょうがないということである。これまでは企

業誘致していたが今、牧之原市で3年目になるが、エフビズの小出さんに依頼してビジネススクールを続けている。その結果、若い農家が静波レッドというイチゴが全国区になるなど成功を収めている。小出さんが言うには今までは大きい100人の企業を500人の企業にしていたが、これからは100人の企業が20人の従業員を22人にするというような中小企業を活性化させるような努力をするべきだとのことであった。ビジネスに人口増の視点を持ったらよいのではないか。

<掛川市長>

少子化対策は、基礎自治体が企業誘致や保育園の確保や色々あるが、究極的には、女性が子供を産んでくれる社会保障制度の構築だと思う。個人消費の拡大も大事。出生率を上げないと、他から人を引っ張ってくるだけになってしまう。基礎自治体がいくら対応しても限界があるので国がやるべきである。

<磐田市長>

これは物申すといったときに、1市ではなく県の西部で共通して言っていけるような関係でありたいと思う。

<座長>

人口減少社会のテーマについては引き続き皆さまからご意見をいただければと思う。磐田市長からあった協力して国に対して提言活動があればこの会議で取り組んでいきたい。

○その他提案

<湖西市長>

ひとつ提案をしたい。市の職員の仕事ぶりや接客態度のアンケートをとったから「良い」の割合1年で49%から68%に向上した。だが、他の自治体との比較ができないので、この会議で統一した質問でのアンケート調査をできないか。まったく同じ質問でないと意味がない。

— (結論出ず) —

3 次回開催について

- ・9月～10月を目安に、菊川市にて実施

ファシリティマネジメントによる 浜松市における資産経営への取り組み

輝く浜松市の未来へ
～持続可能な行財政運営のために～



浜松市公式キャラクター

はまつ福市長
出世大名
家康くん



1-1 浜松市の概要

◆基礎データ(H23年度)

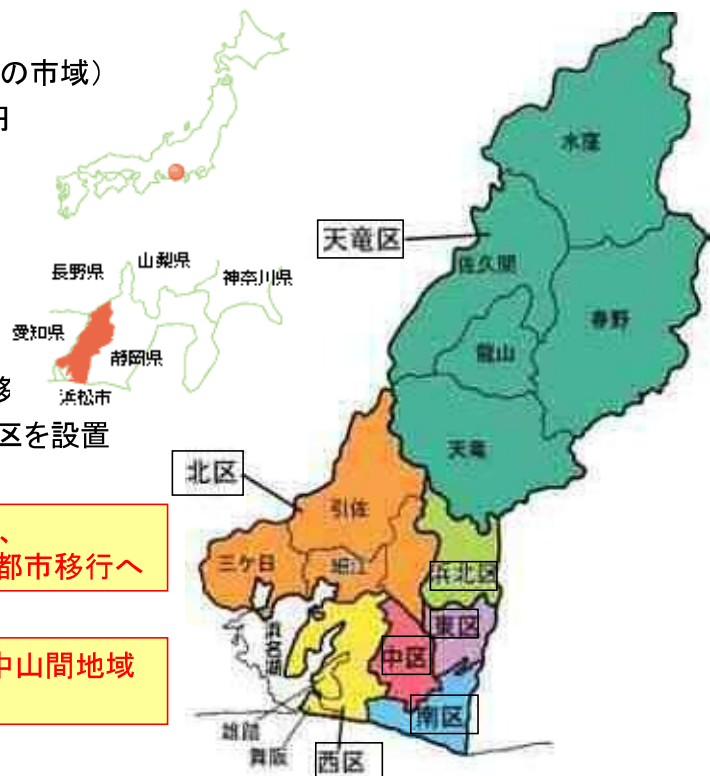
- ・人口:約80万人
- ・面積:1,558.04 Km² (全国2位の市域)
- ・財政規模:総予算額 4,620億円
(うち一般会計は2,257億円)

◆沿革

- ⇒平成15年6月:合併協議会設置
- ⇒平成17年7月:新浜松市誕生
(3市・8町・1村による合併)
- ⇒平成19年4月:政令指定都市へ移
・政令市移行にともない7つの区を設置

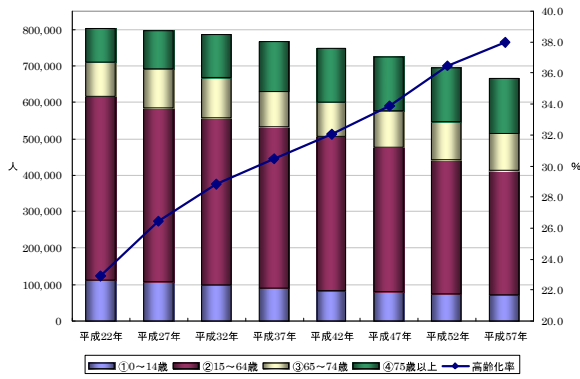
合併協議会設置から2年間で合併、
1年9ヶ月で政令指定都市移行へ

市域の70%が山林、都市部から中山間地域
を保有する「国土縮図型都市」

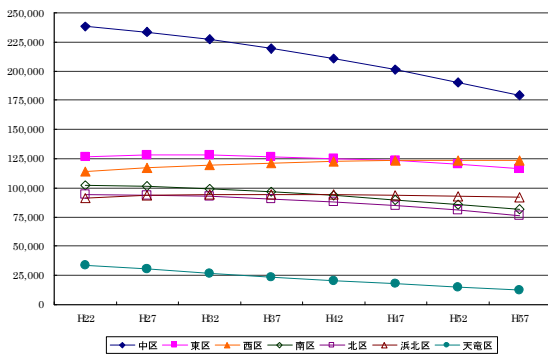


1-2 浜松市の概要【人口】

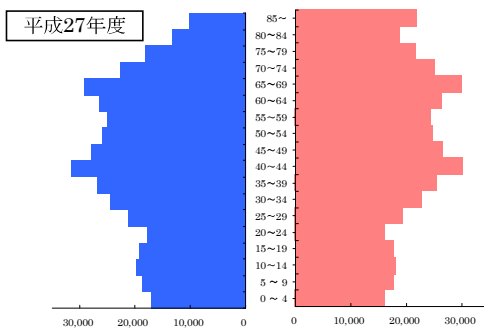
■人口の構成と推計



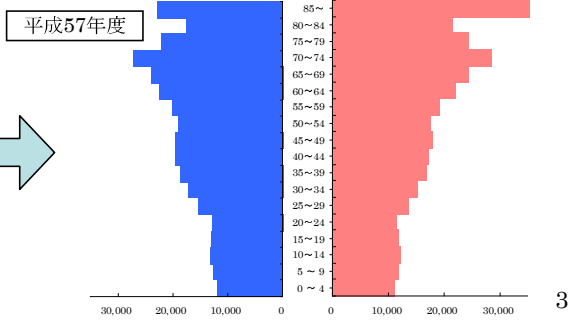
■区別人口推計



■年齢別推計



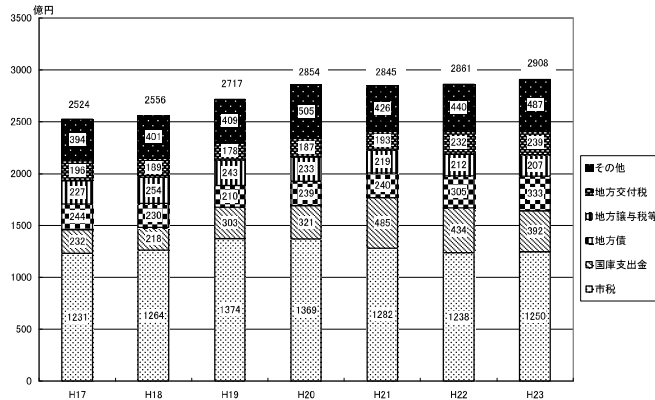
人口減少・少子高齢化・地域人口の格差



3

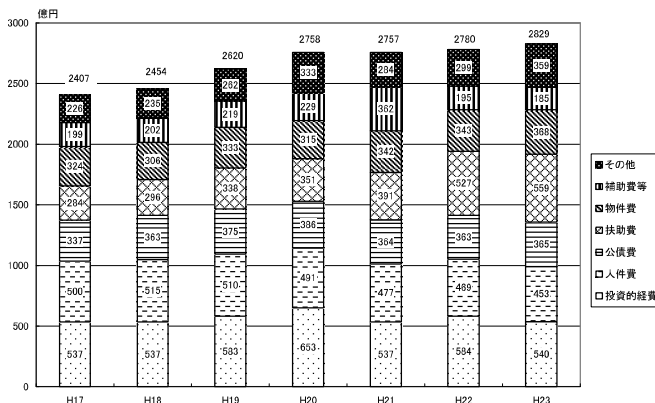
1-3 浜松市の概要【財政】

【歳入】



若干の回復傾向はあるものの、引き続き、税収入は厳しい。
今後も、大きな収入増は見込まれない。

【歳出】



扶助費は、年々、増加傾向にあり、歳出増の大きな要因に!!
市域が広域のため、投資的経費が多額
(政令指定都市比較8%高)

4

1-4 浜松市の概要【財政】

◆財政指標と他都市比較

区分	浜松市			類似都市 平均	政令指定都市 平均
	H23(A)	H22(B)	A-B		
財政力指数	0.86	0.88	▲ 0.02	0.86	0.86
経常収支率	87.7	87.9	▲ 0.20	91.2	94.7
実質的な 経常収支比率	96.3	95.7	0.60	101.1	105.5

※類似政令指定都市：H13年以降に合併・政令指定都市に以降した、さいたま・静岡・堺・新潟・岡山・相模原市

◆市債残高の推移



☆財政力指数は、平均と同水準、経常収支比率は平均よりも良好しかしながら、景気低迷による基準財政収入の減に伴い、H20年度をピークに悪化状態が続いている。日常の現金収支はかなり窮屈

徹底した行革の実施

- ◎職員数削減・人件費の抑制
- ◎事業の見直し
- ◎補助金の見直し
- ◎税収の確保
- ◎外郭団体の見直し
- ◎総市債残高の削減

☆厳しい財政状況下でも 短中長期の健全財政維持

☆借入れについて必要性を精査し、プライマリーバランス黒字を堅持していくことが大切。(前年比51億円の減)
中期財政計画の目標
平成26年度末 残高5,000億円未満

格付け:「Aa3」(ダブルエースリー)
※ムーディーズ・ジャパン株式会社

5

1-5 浜松市の概要【財産の保有状況】

◆財産の保有状況

★ H23決算による

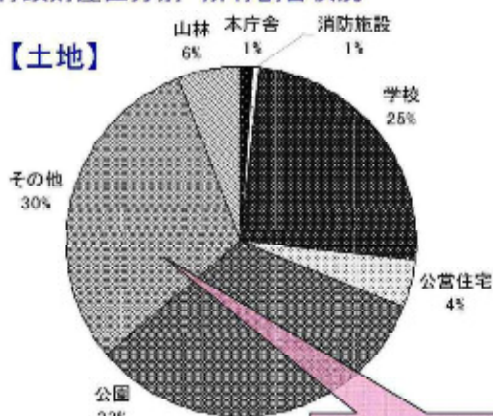
財産区分	土地		建物	
	面積	施設数	面積	施設数
行政財産	1,357万㎡	1,552施設	251万㎡	
普通財産	839万㎡	142施設	11万㎡	
合計	2,196万㎡	1,694施設	262万㎡	
市民1人あたり(㎡)	27.5㎡		3.2㎡	

旧浜松市: 168万㎡

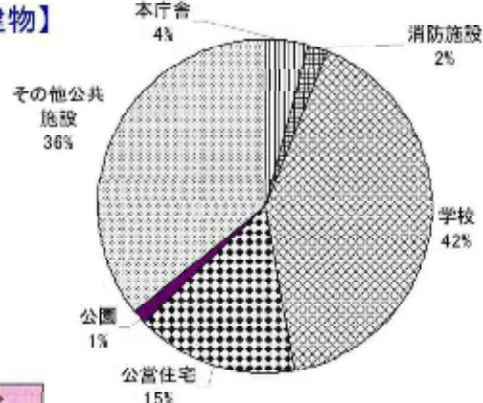
その他: 97万㎡

◆行政財産区別 所有割合状況

【土地】



【建物】

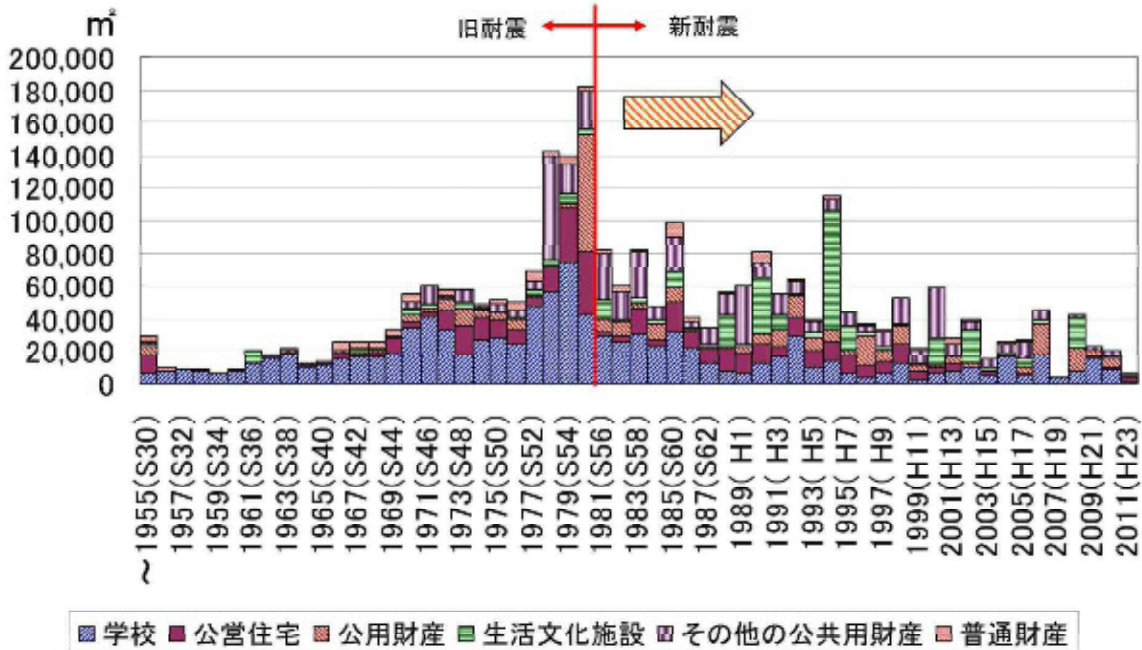


行政財産の30%が
その他財産

6

1-6 浜松市の概要【築年別保有状況】

◆築年別保有状況

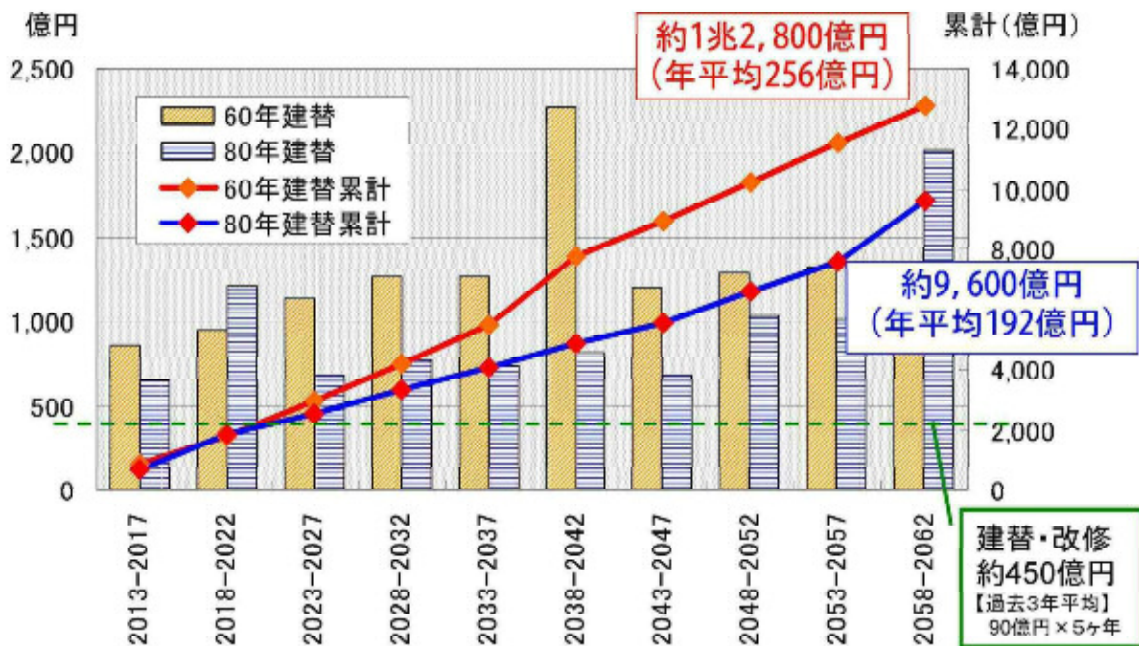


- ◆ほとんどが昭和50年代をピークに多くの施設が整備されている。
- ◆耐震性能の確保、集中する大規模改修・更新への対応、コスト削減が必要。

7

1-7 浜松市の概要【建替え・改修経費予測】

◆建築後60年建替と80年建替のそれぞれの50年間の累計



すべての施設を改修・建替えすることは事実上困難な状況

8

1-8 浜松市の概要【区別保有状況】

◆施設の配置状況(当時)

分類	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	計	評価
庁舎	6	1	3	2	6	4	9	31	H21
職員宿舎	5	0	0	1	2	0	85	93	
集会施設	39	15	31	11	27	6	89	218	
文化施設	12	0	2	1	7	1	19	42	
スポーツ施設	10	1	5	2	9	8	24	59	
児童福祉施設	13	8	8	9	6	0	6	50	
住宅施設	26	9	17	6	17	10	38	123	H22
消防施設	22	10	26	10	25	11	86	190	
小中学校	36	18	18	15	27	17	20	151	
書庫・倉庫	85	40	49	45	32	20	40	311	
公衆便所	3	0	9	1	38	5	52	108	
その他	102	39	117	37	103	64	231	693	H21・22
計	359	141	285	140	299	146	699	2,069	
人口	247,034	130,114	116,232	106,344	95,639	92,514	36,146	824,023	
人/1施設	688	922	407	759	319	633	51	398	

- ◆合併⇒政令市移行により、膨大な施設を保有
- ◆旧市町村単位で、シンボリックな施設や設置目的から規模、機能ともに多種多様な施設が点在。
- ◆利用用途が類似している施設や当初の設置意義が薄れ低利用化している施設も見受けられる。
- ◆特に、中山間地域では様々な補助金施設が多数存在

9

2-1 資産経営に関する主な取組み【資産経営推進方針】

◆「資産経営推進方針」の作成について

「財産管理」から「資産経営」へ

【目的】

市民への取組みに関する周知と市の姿勢の明確化
庁内等への取組みに関する明確化と意思統一



着実かつスピード感を
意識した財産改革取組みへの布石

【概要】

保有する財産の見直しや活用等に関する取組みを**資産経営**として位置付け、資産経営の考え方や具体的な取組み等を示したもの

【構成】

- ① 資産経営推進基本方針 (全体の考え方や方針)
- ② 資産経営推進実施方針 (具体的な取組みや考え方)
- ③ 個別方針 (重要な案件等について)
 - (個別1) 遊休財産の利活用に関する方針
 - (個別2) 旧庁舎の利活用に関する方針
 - (個別3) 中山間地域の廃校・廃園の利活用に関する方針
 - (個別4) 市施設敷地借用に関する方針
 - (個別5) 施設長寿命化に関する方針 (平成22年度作成)

【進行管理】

- ・第1期評価実施期間として5か年を設定
- ・実施方針に基づき、施設の状況の検証や見直しなどを毎年度実施する。
- ・資産経営推進会議にて計画の進捗管理を行なう。

2-2 資産経営に関する主な取組み【基本方針概要】

- ・行政財産、普通財産⇒新たな財産区分の設定と具体的な手法の確立
- ・利用用途別分類、利用圏域別分類の設定⇒評価手法の確立と市における施設の位置付け

資産経営(保有財産の最適化に向けた経営的視点による、見直し・活用・運営管理などに関する取組み)

- 目指すべき資産経営のすべた
 - ・保有財産(土地・建物)の削減と効率的な施設運営
 - ・既存財産の戦略的な有効活用の推進
 - ・安全で快適に利用できる施設やサービスの提供

施設の用途分類に基づき、群としての全体最適を目指す

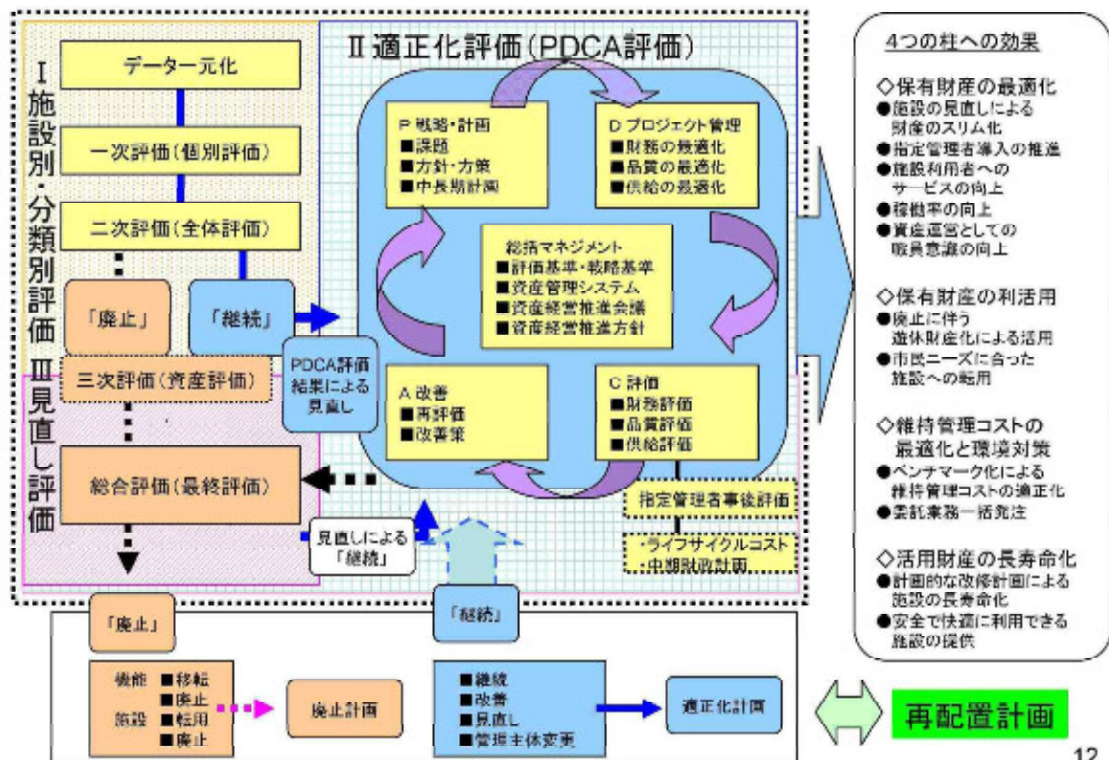
ファシリティマネジメント(資産経営のための推進手法)



適正な財産管理と計画的な活用を目指す

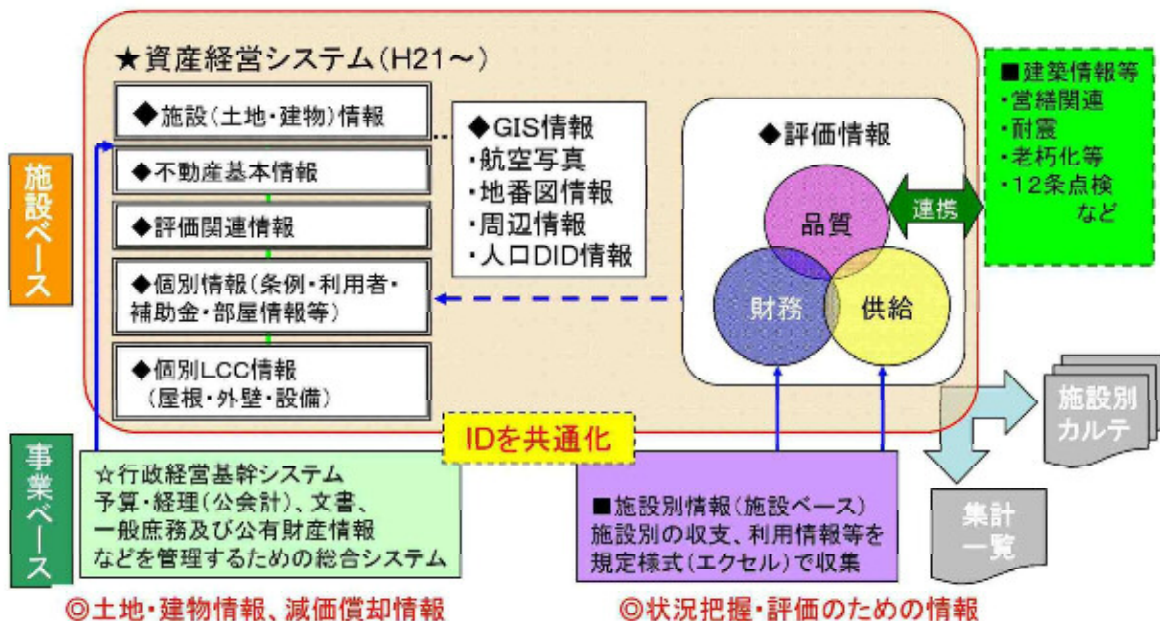
11

2-3 資産経営に関する主な取組み【実施方針概要】



12

2-4 資産経営に関する主な取組み【データ一元化とシステム】

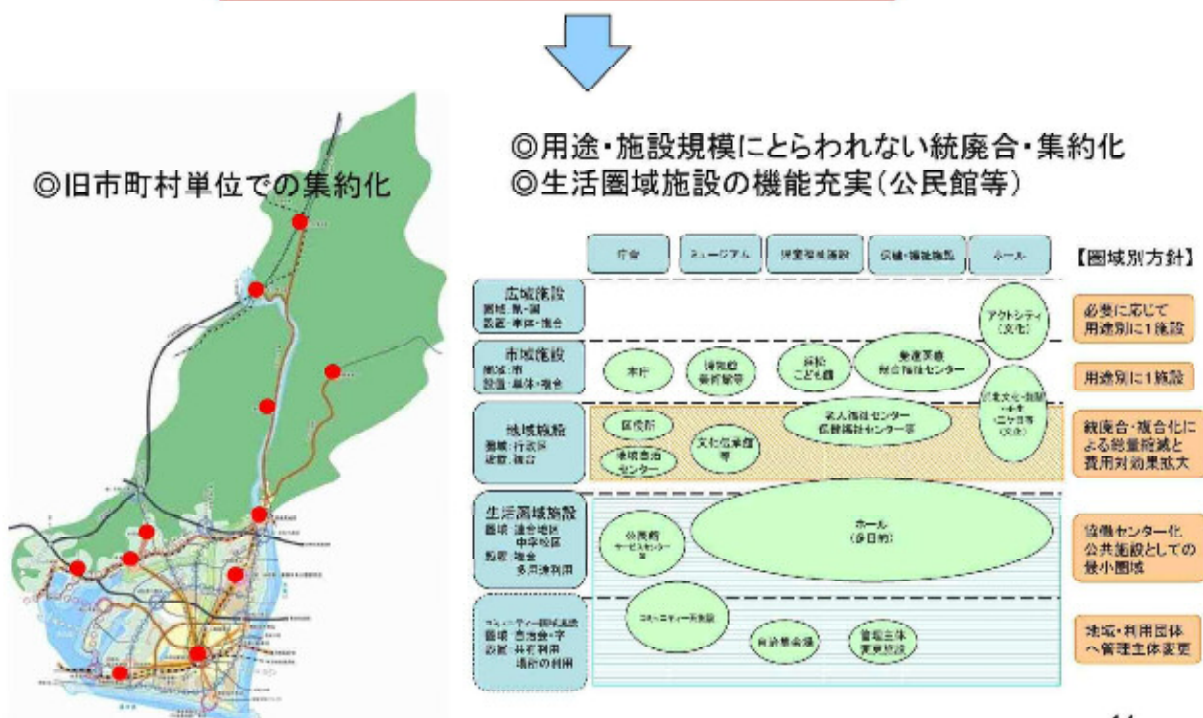


- ・公会計(事業ベース)と資産経営(施設ベース)との情報共有
- ・詳細な品質情報等は、公共建築課で別管理
- ・費用対効果・データ更新の簡易性(既存情報の活用)を視野に構築
- ・基本情報・品質・財務・供給・GIS情報+αにより様々な情報活用が可能に!!

13

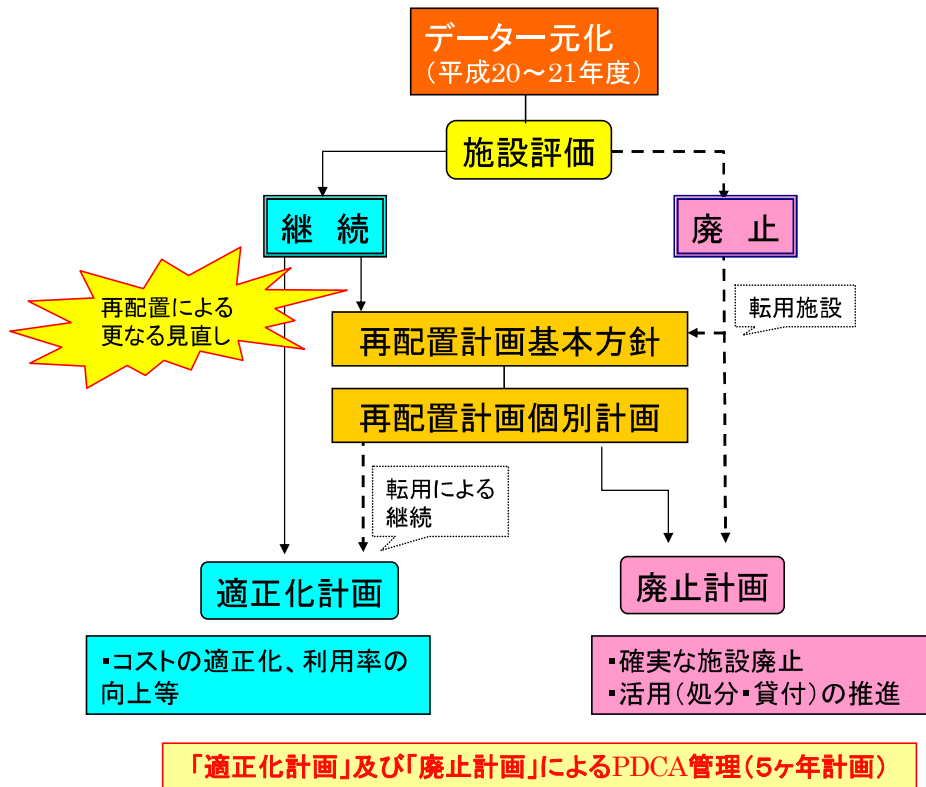
2-5 資産経営に関する主な取組み【再配置計画】

☆全体の総量縮減と効率的な行政サービスの提供



14

■参考 施設評価と再配置計画、「適正化計画」「廃止計画」(イメージ)



15

参考:施設見直し・活用事例



【本庁舎・西別館】解体・浜松城公園用地活用



【本庁舎・牛山別館】解体・借地返還



【浜松市教育文化会館】



【本庁舎・南別館】解体・処分

★機能集約及び周辺施設活用による廃止

16

参考: 施設見直し・活用事例

☆文化施設機能



【舞阪文化センター】

機能: 移転・建物: 廃止

☆貸し館機能

- ・総量縮減
- ・稼働面積、稼働率の向上



【雄踏文化センター】



【舞阪協働センター・旧舞阪町役場】

参考: 施設見直し・活用事例



1980建設
借地料: 約900万円/年
維持管理経費: 2,000万円/年

【雄踏保健福祉センター: 統合・廃止】



【西区役所】



1974建設
IS値: 0.40

【保健所: 移転・廃止】



参考：施設見直し・活用事例

- ・金融機関
- ・郵便局
- ・国出先機関
- ・民間保険会社等
- ・NPO団体

(貸付)



【佐久間協働センター】
※旧佐久間町役場・ホール



☆貸付により
890万円／年の収入



【さくま郷土遺産保存館：統合・廃止】
解体・借地の返還



【佐久間就業改善センター：統合・管変】

19

参考：施設見直し・活用事例



【龍山協働センター：建替え・廃止】
※旧龍山村役場



【龍山総合センター：統合・廃止】
☆解体⇒駐車場・他借地の解消

【建替え】 龍山協働センター
※複合化・ダウンサイジング



【龍山協働センター】

20

参考: 施設見直し・活用事例

【水窪地域自治センター: 統合・廃止】
 ※旧水窪町役場 ☆解体・借地返還・処分



【水窪協働センター】
 ※旧水窪保健福祉センター



【水窪山村開発センター: 統合・譲渡】



民間への譲渡調整中



【高齢者交流センター: 統合・管変】

【生きがいセンター: 統合・管変】21

参考: 施設見直し・活用事例



公営駐車場は段階的にすべて民営化・廃止へ

【万年橋駐車場】廃止・解体・借地返還

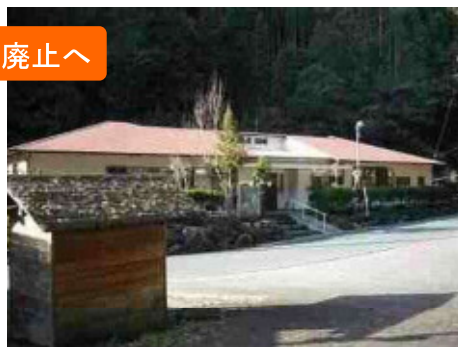


【東田町駐車場】廃止・貸付へ



宿泊施設は民営化又は廃止へ

【花桃の里】⇒廃止・譲渡へ



【しらかば荘】廃止・譲渡へ

22

2-6 資産経営に関する主な取組み【削減目標と進捗状況】

個別方針決定



「適正化計画」「廃止計画」
PDCAによる進捗管理



改善・見直し・活用

「施設評価」及び「再配置計画」等による施設廃止を中心に、平成26年度までに20%の削減を目標とする。

- ・全体施設約2,000施設うち約450施設を除く(簡易的な倉庫や観測施設等)
- ・削減対象約1,550施設のうち約300施設を削減(総面積の3%程度)

年度	削減数	内訳				
		閉鎖	解体*	管理主体変更	譲渡	貸付
平成22年度以前	139	85	41	30	5	19
平成23年度	31	26	14	0	4	1
平成24年度(予定)	15	13	9	0	0	2
小計	185	124	64	30	9	22
平成25年度以降(予定)	198	37	—	157	4	—
合計	383	161	64	187	13	22
進捗率(H24末見込)	48.3	—	—	—	—	—

☆総量削減の為に・・・

平成24年度9月補正で解体経費として3億円予算化

⇒建付処分が不可能だったもの

⇒借地上にある廃止施設

⇒老朽化が著しく進んでいるもの



解体・処分等により
約7万㎡の削減

23

3-1 その他資産経営の取組み【遊休土地の処分】

◆土地の売却状況(資産経営課扱いのみ)

※平成25年3月末現在

年度	19	20	21	22	23	24※
公募数(件)	4	4	9	15	40	48
売却数(件)	4	0	6	8	12	26
面積(㎡)	1170.03	—	2493.69	7068.26	37,177.23	14,387.60
売払収入(千円)	70,371	—	100,365	487,085	1,672,149	546,226

- ・活用可能財産の洗い出しや用途地域などの不動産情報の一元化により、公募対象物件拡大が可能に!!
- ・売却に関して、民間への包括的委託導入により、事務作業の軽減や公募物件の拡大、売却率の向上に成果!!



土地売払い収入は、「資産管理基金」へ積立へ!! H24実績:約29億円(他課分を含む)

24

3-2 その他資産経営の取組み【遊休資産・スペースの活用】

- ◆旧庁舎
 - ・外国人学習支援センター・外国人学校への転用(旧雄踏町役場)
- ◆廃校
 - ・民間事業者による地域活動拠点や協働センターへの転用、地域集会場などへ貸付
- ◆その他未活用財産
 - ・旧国鉄 佐久間線(建設途中で廃止)の相津トンネルをワインセラーとして貸付
 - ・旧職員住宅を中山間地域の「お試し住宅」で貸付

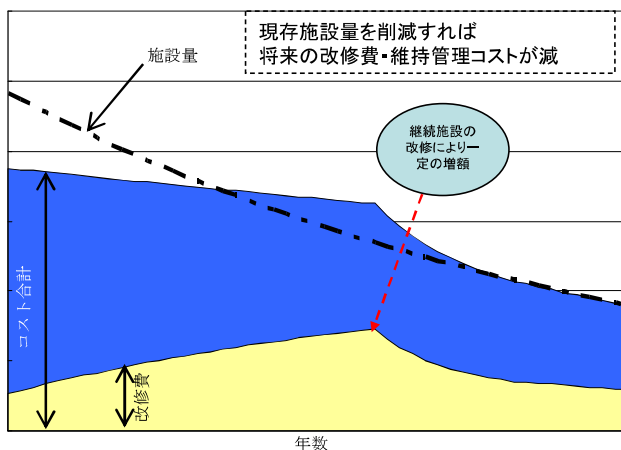


25

3-3 その他資産経営の取組み【計画改修による長寿命化】

- ◆長寿命化への取組み
 - ・施設長寿命化に関する方針策定(H22年4月)
 - ・長寿命化に関するシステム・しくみづくり(H22~H23年度)
 - ⇒システム導入、中長期計画の策定
 - ・公共施設長寿命化事業の実施(H23年度~)
 - ⇒長寿命化事業として予算化(6億/年) ※耐震・大規模改修経費等は除く
 - ☆部位(屋根・外壁・設備)の今後40年に係る経費予測(240億)から積算
 - ・長寿命化計画の策定と予算連携(H24年度~)

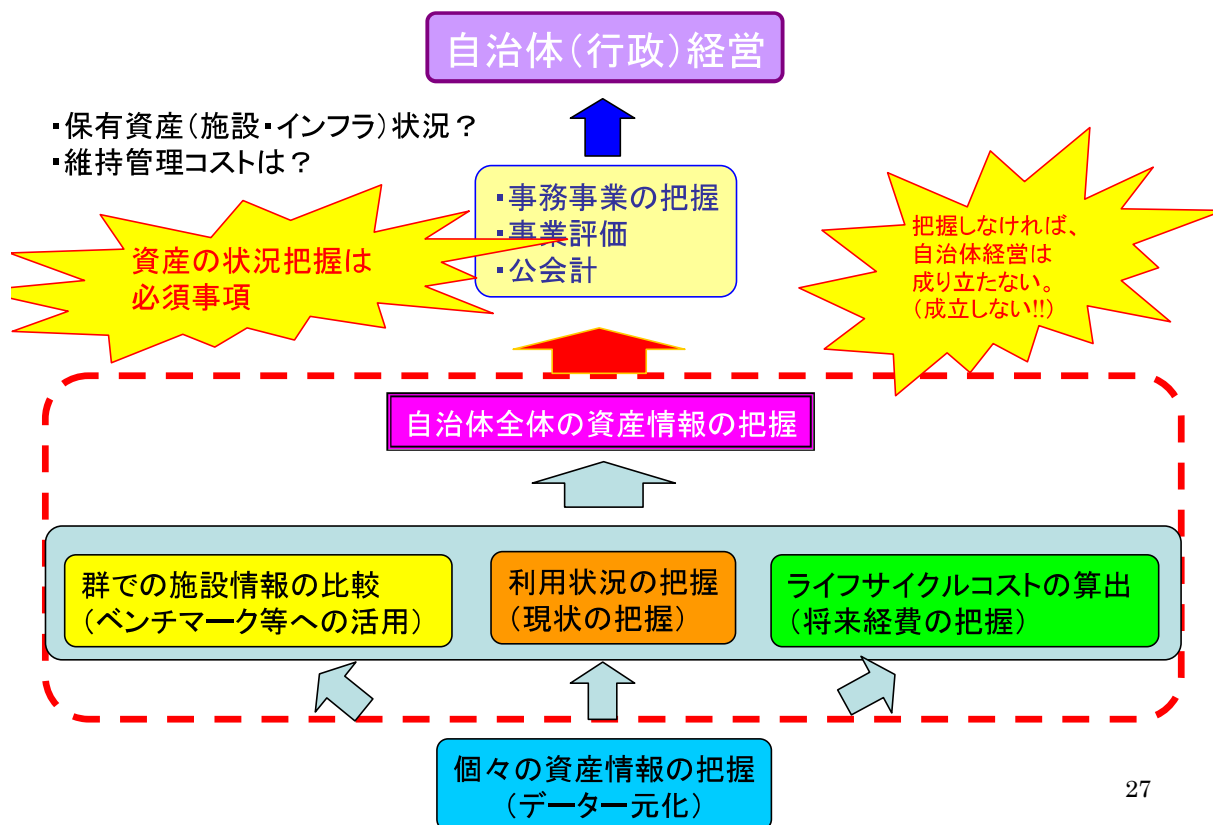
◆長寿命化推進イメージ



保有施設量を減らし
選択と集中による長寿命化
計画修繕の実施と改修時期の平準化

26

まとめ(データ一元化の必要性)



27



出世の街 浜松

Thank you for your attention.

静岡県浜松市中区元城町103番地の2
浜松市財務部 資産経営課 経営企画グループ
TEL : 053 (457) 2533
FAX : 053 (457) 2248
E-mail shisankeiei@city.hamamatsu.shizuoka.jp
HP <http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>



第30次地方制度調査会第7回専門小委員会において、指定都市市長会が資料提出したもの。
※“しずおか型特別自治市”の内容は現在、静岡県、静岡市と協議調整中であり、この内容と完全に一致するものではないことに留意。

新たな大都市制度の創設に関する指定都市の提案

～ あるべき大都市制度の選択「特別自治市」～

概要版

【指定都市市長会】

平成24年2月16日

1 現在の大都市を取り巻く現状と課題

指定都市制度の課題

- 包括的な事務権限がなく、責任ある対応に支障
- 道府県との不明確な役割分担により非効率な二重行政

大都市を取り巻く状況

- 経済のグローバル化などによる世界的な都市間競争の激化
- 少子化による人口減少社会の到来や急速な高齢化の進展
- 日本経済の低迷が続く(地方においてはさらに顕著)

地方自治制度の現状

- 合併等により市町村の規模・能力は拡大
- 指定都市・中核市・特例市の増加等による道府県事務の空洞化

2 基礎自治体優先の原則と大都市

～住民がより良い行政サービスを受けるために～

住民がより良い行政サービスを受けるためには、それを提供する自治体が地域のニーズを把握し、地域の実情に応じた施策の決定・実施ができることが最も重要
＝基礎自治体が、広く行政サービスを担うことが必要



住民に身近で総合行政が可能な基礎自治体に権限を集約し、必要がある場合に限って広域自治体や国が「補完」という**基礎自治体優先の原則**により、**地域主権(地方分権)改革を進めるべき**



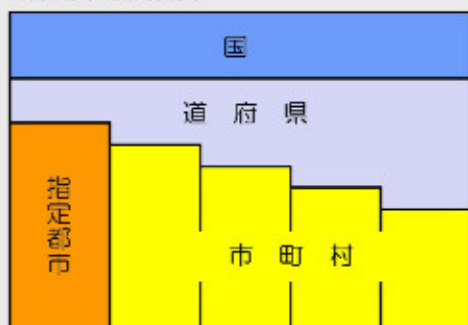
基礎自治体であるとともに、高度な行政能力を備え、大規模かつ多種多様な行政課題に対応している大都市は、道府県と同等の事務を行うことが可能
能力・役割に見合った権限と財源が確保されることが必要

2

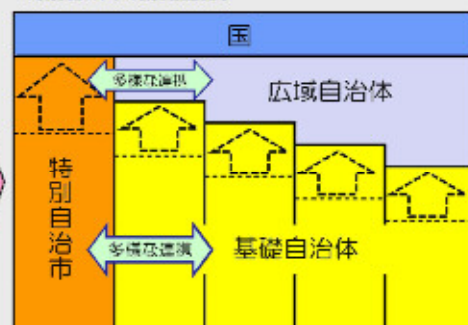
3 新たな大都市制度「特別自治市」

- 二層制の自治構造は廃止し、広域自治体に包含されない「特別自治市」を！
- 地方の行うべき事務の全てを一元的に担当！
- 大都市圏域の広域的行政課題は、大都市を中心とした基礎自治体間の連携で対応！
- 新たな役割分担に応じた税財政制度を構築
- 市域内の地域課題に対応するため、住民自治・住民参加の仕組みを構築
- 大都市の多様性を踏まえた制度設計

特別自治市創設後の広域自治体と基礎自治体の関係図
指定都市制度(現状)



特別自治市制度創設後

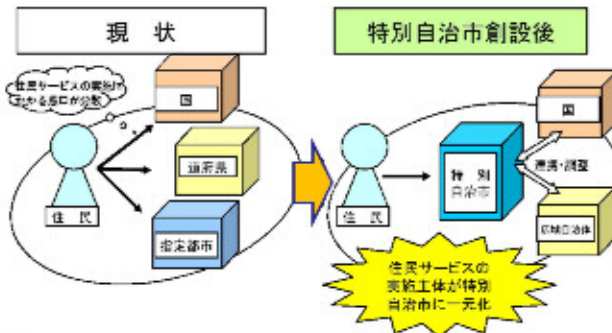


3

(1) 「特別自治市」制度創設の効果・メリット

特別自治市制度の創設により、次に掲げるような**効果・メリット**が考えられる。

住民サービスの実施主体が特別自治市に一元化されるとともに、
新たな役割分担に応じた税財政制度が構築されることで・・・



- ⇒ **住民の利便性が向上**
類似事務の統合により窓口が一本化
- ⇒ **行政全体のコスト削減**
一元化による事務の効率化及び組織の簡素化
- ⇒ **地域の実情に応じた行政の推進**
行政サービスの単独実施、共同実施等の柔軟な選択が可能
- ⇒ **財政の自立**
都市基盤の整備・更新や少子化対策など、地域特有の課題や行政需要に的確に対応
・・・などの様々なメリット

その結果として・・・

・圏域の成長エンジンである大都市の経済が活性化 ⇒ 大都市圏全体の経済が活性化 ⇒ 日本全体の経済成長
・多様、複雑化した行政、地域課題 ⇒ 大都市が先導的・先駆的な施策を展開 ⇒ 日本全体に波及！

- 住民の利便性が向上するとともに、大都市圏が**日本全体の経済成長を牽引するエンジン**となり、**国民の生活を豊かにする**
- 強化された大都市が、**地域の核として全国に存在することで、日本全体の発展や大規模災害時のリスク分散につながる**

4

(2) 「特別自治市」の担うべき事務について(主要な業務)

現状

【国の役割】 ●国防 ●司法 ●通商政策 ●ハローワーク ●直轄国道	国は国家しが果たしえない事務に行化 地方の事務は特別自治市が一元的に担う
【道府県の役割】 ●旅券発給 ●警察 ●職業訓練 ●職業紹介 ●義務教育教職員の給与 ●学級編制・教職員定数	
【指定都市の特例事務】 ●国道(指定区間外) ●県道の管理 ●教職員の任免	
【市の役割】 ●生活保護 ●市道 ●小中学校の設置・運営 ●保育所	

特別自治市創設後

【国の役割】 ●国防 ●司法 ●通商政策	生活保護など、ナショナルミニマムとして国の責任において実施すべき事業の経費は全額国が負担
【特別自治市の役割】 ●ハローワーク ●職業訓練 ●職業紹介 ●生活保護 ●公営住宅 ●企業支援 ●商店街の活性化	雇用施策については、福祉施策などの他に、必要としている支援や雇用増を目指した経済活性化策を一体的に行う
●市域内の道路(高規格幹線道路除く)の管理 ●義務教育教職員の給与 ●学級編制・教職員定数 ●教職員の任免 ●小中学校の設置・運営	学校教育について一元的に行うことにより地域の実情に合った教育施策を行う
●認定こども園 ●幼稚園 ●保育所	子どもに関する施策を一元的に行うことにより地域の実情にあった子育て支援策を行う
●旅券発給 ●警察 ●都市計画	

5

(3) 大都市圏^(※)における連携

◆ 特別自治市と周辺基礎自治体の連携

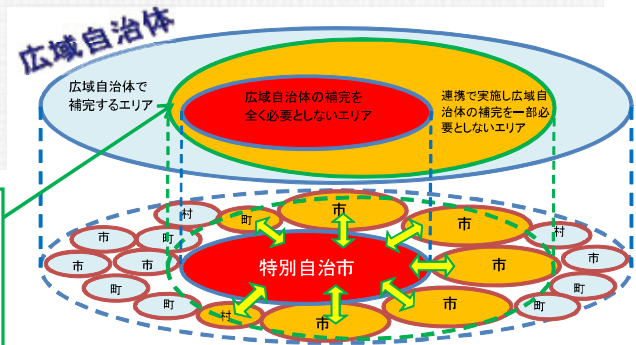
広域自治体が補完している事業について、可能なものは、各大都市圏の地域特性や実情にあわせて、**特別自治市と周辺基礎自治体の連携**による事業実施体制への転換を図る。

◆ 広域自治体が補完

広域自治体は、基礎自治体優先の原則のもと、**基礎自治体間の連携で対応できない事務に特化**

◆ 特別自治市と広域自治体との連携

特別自治市は大都市圏を越えた圏域全体をリードする「牽引役」としての役割も果たしていくため、地域の特性により広域的な対応が必要なものは、**広域自治体と連携**（交通、空港、医療分野など）



※大都市圏

ここでいう大都市圏とは、特別自治市を核として、周辺自治体をも包括した地域のことであり、行政区分を越えた広域的な社会・経済的な繋がりを持った地域区分のことを指す。

6

(4) 地方自治体の役割に応じた地方税制の構築

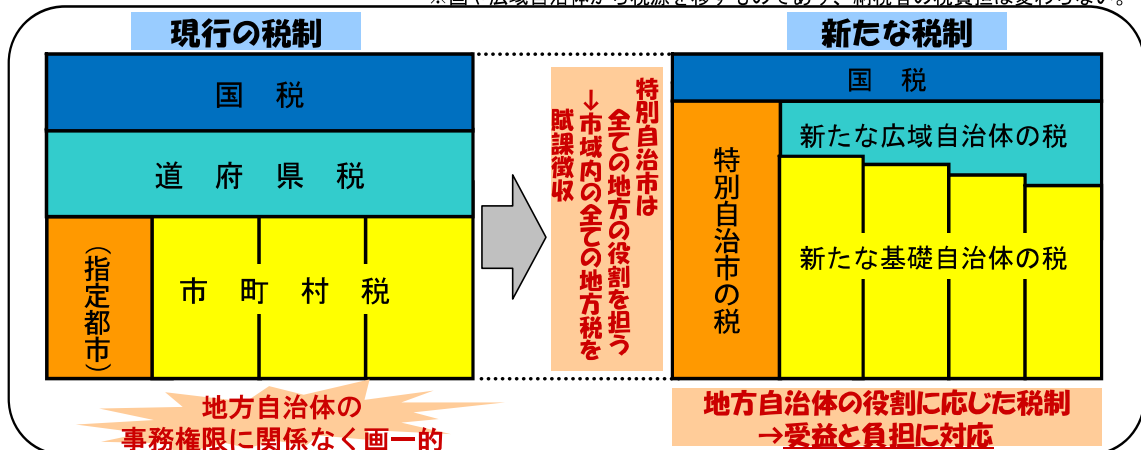
■ 現行の地方税制は、事務・権限に関わりなく、画一的であるため、大都市の役割に応じたものとなっておらず、結果として**受益と負担の関係におおれ**[※]が生じている

※指定都市の市民は、指定都市から多くの行政サービスを受けているにもかかわらず、道府県税も負担している。

受益と負担の関係に対応した、新たな地方税制の創設が必要

■ 特別自治市が市域内の広域自治体及び基礎自治体としての全ての業務を行うことから、**特別自治市が市域内の全ての地方税を一元的に賦課徴収**[※]

※国や広域自治体から税源を移すものであり、納税者の税負担は変わらない。



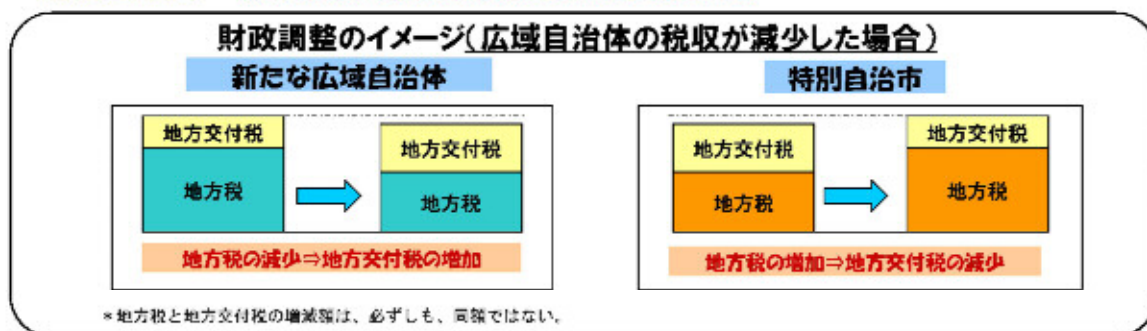
7

(5) 「特別自治市」創設に伴う財政調整

前提 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能は現行どおりと仮定

道府県は、特別自治市への事務・権限の移譲に伴い、歳入及び歳出が減少するが、その財政的影響は、移譲地域内の道府県税収や財政需要の状況により異なる。

特別自治市移行に伴い、広域自治体において、財源不足が生じる場合、必要な財政需要に応じ、一義的には、地方交付税により措置される。



特別自治市移行までに、大都市圏等の行政サービス水準の維持・向上に向け、役割分担などのあり方について、指定都市と道府県・市町村の間で必要な協議を行う。

8

(6) 住民自治・住民参加機能の充実

大都市としての一体性を維持しつつも、真に住民に必要なサービスを自らの責任で自主的かつ自立的に提供するため、地域の实情に応じ、多様な形で住民自治・住民参加機能を充実させる仕組みの構築を進めていく。

住民自治・住民参加機能を充実させる仕組みの事例

市政への市民参加

- ・区レベル、地域レベルで協議会等を設置し、地域住民の意見を市政へ反映させる仕組みを構築
- ・区民の参加・協働による地域の課題解決を目的とする、条例に基づく区民会議を区ごとに設置
- ・地域課題を解決するため、地域住民から選ばれた委員を中心に市予算の一部の用途を決定
- ・学校運営に地域住民・保護者等が参画する仕組み(学校運営協議会)を構築

地域の課題解決に取り組む市民協働拠点としての区役所

- ・区役所の権限強化(住民基本台帳、税などの窓口業務に加え、保健福祉・土木・産業振興等の権限も)
- ・区長が自らの判断と責任において執行する予算の拡大
- ・区役所、本庁と区役所間の連携に係る体制・人員強化

市民と行政の協働による公益活動促進

- ・NPOや地域団体などからの提案に基づく協働事業の実施
- ・行政がセンターを設置し(全市レベル・地域レベル)、市民活動を総合的に支援

9

4 「特別自治市」の創設に向けて

○ 「特別自治市」の法制化について

- 指定都市が提案する「特別自治市」に関し、その位置付け及び役割を、**地方自治法に明確に盛り込んでいく**ことが必要
- 「特別自治市」の制度の詳細についても、政令で規定するのではなく、**法律で明確に規定**すべき